

## 全員協議会次第

令和 2 年 6 月 2 3 日  
全員協議会室 1 0 : 4 6 ~

### 1. 開 会 ( 1 0 : 4 6 )

落合事務局長

### 2. 挨拶

井田議長

### 3. 協議事項

- (1) 三芳町個別施設計画の検討経過について
- (2) 令和 2 年度「ふじみ野市・三芳町環境センター運営費負担金」及び「余熱利用施設エコパ運営費負担金」について
- (3) 桶川市からの家庭系一般廃棄物の受入れ開始について
- (4) 志木地区衛生組合からの家庭系一般廃棄物の受入れ依頼について（協議開始）
- (5) 世界農業遺産の承認申請について
- (6) 水道料金の減免について
- (7) 意見書の調整について

### 4. 報告事項

- (1) 議会運営委員会

### 5. その他

### 6. 閉 会 ( 1 5 : 3 5 )

小松副議長

令和2年6月23日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

財務課長	高橋成夫	財務課長	石川英治
財務課契約担当主幹	藤根晃	財務課契約担当主幹	福原康輔
環境課長	吉田徳男	環境課副課長	三澤孝広
環境課環境対策担当主幹	小川佳一	観光産業課長	鈴木義勝
観光産業課副課長	小林豊明	観光産業課振興担当主幹	江田直也
上下水道課長	松本明雄	上下水道課副課長	古寺靖
上下水道課業務担当主幹	新倉孝明		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	落合行雄	事務局書記	山田亜矢子
事務局書記	有田有希		

---

◎開会の宣告

○事務局長（落合行雄君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前10時46分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（落合行雄君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、お疲れさまでございます。本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。今日をもって13名の方からの一般質問が終了いたしました。それぞれ一般質問をするに当たっては、議員の皆様方におかれましては様々な調査をしたり、いろんな準備があったと思います。お疲れさまでございました。また、9月定例会にも一般質問を行いますけれども、そのときもまた皆さんのすばらしい一般質問をお願いしたいと思います。

それでは、今日は全員協議会ということで、多くの案件が上がっております。慎重審議をお願いしたいと思いますし、私としてもスムーズな進行を心がけますので、ご協力をお願いしたいと思います。

そして、6月定例会も26日までとなっております。昨日は、大変ちょっと肌寒い日でありましたし、今日も曇っております。また、暑い日もあるかと思っておりますので、くれぐれも体調には十分ご留意の上、議会活動に臨んでいただきたいと思います。本日も最後までよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○事務局長（落合行雄君） どうもありがとうございました。

---

◎三芳町個別施設計画の検討経過について

○事務局長（落合行雄君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に入っていきたいと思います。その前に、飲料水の持込みを許可いたしますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、協議事項1番、三芳町個別施設計画の検討経過についてということで、説明を求めたいと思います。

財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お疲れさまでございます。財務課のほうで、4名でこちらのほう説明させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

三芳町個別施設計画の検討経過についてご説明させていただきます。現在財務課において、令和元年度と今年度の2か年で策定を進めております三芳町個別施設計画策定業務委託について、令和元年度実施の中間報告を申し上げます。

2ページをお願いしたいと思います。業務概要、まず契約概要でございますが、件名は三芳町個別施設計画策定業務委託でございます。

履行期間は、令和元年5月21日から令和3年3月23日の2か年業務でございます。

業務内容でございますが、1)として、建築物老朽度基礎調査、2)、現況と課題の整理、3)として個別施設計画の策定支援、4)、適正化方策の効果検証、5)が検討会議等の支援、6)が個別施設計画の取りまとめとなっております。

令和元年度に実施した業務について、次の2点が主な報告内容となります。報告1、三芳町個別施設計画策定における人口推計について、報告2、コンクリート圧縮強度・中性化確認コア抜き調査結果でございます。

それでは、令和元年度の業務を報告させていただきます。3ページをお願いいたします。報告1、三芳町個別施設計画における人口推計についてでございますが、本件の目的でございますが、近年の人口動向が継続した場合の今後の人口推移を年齢階層や地域ごとに予測し、公共施設の今後の方向性を検討する上での参考資料とするために実施いたしました。

次に、推計方法でございますが、平成26年度の国のまち・ひと・しごと創生法に関する基本方針作成時に使用されたコーホート要因法を用いております。推計は平成22年、2010年から平成31年、2019年の各年の住民基本台帳人口を基準人口とし、令和2年、2020年から令和42年、2060年までの40年間について、町内を3つの地域に分け、近年の三芳町の動向が継続すると仮定して推計を行いました。この推計結果の今後の活用につきましては、施設利用の今後の需要変化の参考資料として、施設の方向性検討に反映していきます。

4ページをお願いいたします。町内を3つに分けた推計単位を示したものでございます。地理的なまとまりを考慮し、上富・北永井地域で1つ、藤久保地域で1つ、竹間沢・みよし台地域で1つと、地域を3つに分けて推計してございます。

5ページをお願いいたします。それでは、推計結果の概要、総人口の推計でございます。表中の真ん中の緑色の丸、こちらが地域別合計、個別施設計画で推計した今回の推計人口でございます。総人口は、令和42年、2062年時点で2万7,686人と、令和元年、2019年時点の3万8,193人から約1万人減少すると予測されます。表中の人口ビジョンの表記は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成28年3月に三芳町が作成した三芳町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計数値でございます。改めて今回実施しました人口推計は、人口ビジョンの目標人口にある程度近いかなということがうかがえます。

6ページのほうをお願いいたします。地域別人口でございますが、上富・北永井地域、藤久保地域、竹間沢・みよし台地域の3地域に分け、予測してございます。上富・北永井地域は、令和42年、2060年時点で5,340人と、令和元年、2019年時点の1万11人から5割程度減少すると予測されます。次に、藤久保地域は、令和42年、2060年時点で1万9,442人と、令和元年、2019年時点の2万2,111人から1割程度減少すると予測されます。次に、竹間沢・みよし台地域は、令和42年、2060年時点で2,904人と、2019年、令和元年時点の6,071人から5割程度減少すると予測されます。

7ページをお願いいたします。年齢別人口の推計でございますが、ゼロ歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3段階で予測しております。ゼロ歳から14歳の年少人口は、減少傾向が続くと予測されます。15歳から64歳の生産年齢人口は、微減傾向で推移した後、10年後あたりから急減に減少すると予測されます。65歳以上の老年人口は、微増傾向で推移した後、10年後あたりからは一時期増加傾向が強まり、25年後あたりからは減少傾向に転じると予測されます。

8ページのほうをお願いいたします。各小学校の児童数を推計したものでございます。グラフの上から順

にご説明いたします。藤久保小学校、グレー、灰色の線でございますが、令和42年、2060年時点で418人と、令和元年、2019年時点の657人から4割程度減少すると予測されます。三芳小学校、青色の線でございますが、令和42年、2060年時点で236人と、令和元年、2019年時点の617人から6割程度減少すると予測されます。唐沢小学校、黄色の線でございますが、令和42年、2060年時点で213人と、令和元年、2019年時点の464人から5割程度減少すると予測されます。竹間沢小学校、オレンジ色の線でございますが、令和42年、2060年時点で112人と、令和元年、2019年時点の244人から5割程度減少すると予測されます。上富小学校、紫色の線でございますが、令和42年、2060年時点で41人と、令和元年、2019年時点の108人から6割程度減少すると予測されます。

9ページをお願いいたします。こちらは、各中学校の生徒数を推計したものでございます。グラフの上から順にご説明いたします。三芳中学校、紫色の線でございますが、令和42年、2060年時点で150人と、令和元年、2019年時点の416人から6割程度減少すると予測されます。三芳東中学校、灰色の線でございますが、令和42年、2060年時点で173人と、令和元年、2019年時点の399人から6割程度減少すると予測されます。藤久保中学校、青色の線でございますが、令和42年、2060年時点で218人と、令和元年、2019年時点の322人から3割程度減少すると予測されます。

以上が報告1、三芳町個別施設計画策定における人口推計についてでございます。

続きまして、報告2、コンクリート圧縮強度・中性化確認コア抜き調査結果について報告いたします。10ページのほうをお願いいたします。本調査の目的でございますが、コンクリートの強度や中性化の状況が構造躯体の健全性を示す一つの目安になりますので、施設の劣化状況のおおむねの傾向を把握し、長寿命化対象施設を選ぶ際の参考とするために実施いたしました。

調査内容でございますが、コア抜きを実施した施設は本町を代表する主要施設で、一定の規模があり、竣工年が平成10年以前で、これまでにコア抜き調査等を実施していないものの中から、竹間沢公民館と役場本庁舎の2施設を選定し、コア採取及び圧縮強度・中性化深さ試験を実施いたしました。竹間沢公民館は、平成4年竣工、面積が1,019.19平方メートル、二階建てで、ワンフロア2か所の計4か所のコア抜きを行いました。役場本庁舎は、平成6年竣工、面積が9,706.2平方メートル、地下1階、地上7階の8階、地上1階と2階で3か所、3階から上の階においては2か所の計16か所のコア抜きを行いました。

調査結果でございますが、両施設とも圧縮強度は長寿命化の基準である13.5ニュートンパー平方ミリメートルをクリアしており、また中性化における構造躯体の健全性に対しても問題はないという結果でございました。

11ページをお願いいたします。この結果の今後の活用方針でございますが、両施設とほぼ同様の築年数、維持管理状態の鉄筋コンクリート造の施設であれば、長寿命化対象施設として選定可能と考えております。長寿命化対象施設として選定した施設については、耐用年数を迎えた際には、コア抜き調査を実施した上で最終の判断を行うこととなります。

12ページをお願いいたします。現在進めております三芳町個別施設計画の策定に当たる検討体制といたしましては、各施設を所管する関係各課の副課長、主幹級で構成するプロジェクトチームにおいて方向性等の考え方を整理するとともに、さらに課長級で構成する推進会議において、プロジェクトチームの検討内容について精査、協議を行い、町として案をまとめていきます。

検討経過については、令和元年度には各施設所管課による現況、課題の整理を踏まえ、プロジェクトチームにおいて分野別の施設の方向性や地域ごとの分野横断的な施設再編の方向性について考え方等の整理を行いました。

今後の予定でございますが、プロジェクトチームにおいて整理した内容を推進会議において精査していくとともに、適正化方策に基づいた修繕計画の策定と適正化方策を実施した場合の費用効果等の整理を行った上で、個別施設計画（案）を取りまとめ、住民説明会及びパブリックコメントを実施、令和2年度中の策定を予定しております。

以上が令和元年度に実施しました財務課の個別施設計画の報告となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 今三芳町個別施設計画の検討経過について説明をしていただきました。

質問があればお受けをしたいと思います。挙手にてお願いをいたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。ご説明ありがとうございます。

人口推計のこれに基づいて個別施設計画という形で立てていくと思うのですが、あくまでも出ている人口推計も、検出方法とかあるので、仕方がないかなと思う部分あるのですが、今回私一般質問で学校の将来の生徒数、児童数の予測を聞いて、町内で生まれた実数の分での6年後とか、小学校に入学する分とか、その数字を聞いたのです。そうすると、実際この8ページの数字と、令和8年度ですから、恐らく2026年度の時点でもう大分数字が違ってしまっているのです。実数で言うと、藤小は令和8年度は726人、これ転入、転出等を考えずですけれども、このデータですと600人を切っているということで、大分実数の部分でも乖離が進んでしまっている計画になりますが、それでも個別施設計画はあくまでも出た推計で進めていくということでしょうか。学校の再編等にも関わると書いてあるので、どうなのかなと思ったのですが、それどうなっていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） 石川です。

こちらの人口推計につきましては、コーホート要因法という形の推計のほうを使わせていただきまして、先ほど議員さんがおっしゃいました小中学校の児童生徒ですか、こちらは実数ということで、今生まれていらっしゃる方たちが6年後どうなるかという推計を足し込んだものだと思うのです。今回のコーホート要因法につきましては、まずは基準となる年、先ほどご説明申し上げました基準人口、平成22年から平成31年、こちらの各年の住民基本台帳人口、こちらの生まれたとか亡くなった、転入、転出、移動、こういったものを基にしまして、この10年間を基にした推計を各要因に合わせまして、将来に合わせて推計をしていったものですので、実際の数値と合わせると、やはり乖離が出てもおかしくはないと存じます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ですから、計画を立てて、それに基づいて実施するための計画ですよね。その際に、このコーホート要因法と今の実数でかなり大きな差が出ている場合に、コーホート要因法で出しているからといって、その数字だけの基準で計画を立て、それに基づいて実施するようになると、ちょっと現実との乖離が大きくなってしまわないかなと。結局そのときに、また現状に合わせてもう一度計画を立て直す

という形になってしまうかなと思ひまして、学校別の人口推計にある程度実数で分かる分ぐらいは組み込まないのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちら、今議員さんがおっしゃるとおり、実数と今の推計との乖離、それを求めて、それが反映できないかというお話だと思うのですが、実際今回の計画につきましては、スパンのほうは60年のスパンで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○財務課副課長（石川英治君） ごめんなさい。推計は40年で見せていただいていますので、そこの推計につきまして、ある一定の基準を設けなければなりませんので、そこに実数という考え方を今は入れていない状況でございます。それを入れたほうがよろしいのではないかというお話だと思うのですが、今のところご報告させていただいた推計結果としましては、あくまでもコーホート要因法、一般的な推計方法をもって得た数字だということでございます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） この40年間の計画を立てる上で、そういったコーホート要因法を用いてやらないと40年後の想定が出せないと、一つの基準として用いるのは分かるのですけれども、それに基づいての個別施設計画を立てる際には、ある程度実数も考慮に入れないと、学校の再編やもし建て替えとかあった場合、教室数が多過ぎる、少な過ぎるとか、無駄が出てしまう、足りない部分が出てしまうといったようなことにもなりかねないと思うので、この数値、このデータ自体は分かりましたが、実際に各施設の個別の計画を立てる際には、ある程度分かる部分は現状、または実数による将来予測を考慮したほうがよいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） 計画、これから個別施設計画、施設の配置等を考えていくに当たって、やっぱり何かしらデータということでコーホート要因法、人口推計をやったところでございます。実際恐らく実数とはかけ離れる部分もありますが、今の傾向で計算、推計するとうこういった動きになるということで、施設の配置はやはりこういった推測から、計画はある程度検討するというところでつくっていかなければいけないと思うのですが、実際やるとなったらそのときの実数等は当然考えて、やる時になったら考えるということだと思います。ただ、計画はつくっていかなくてはいけないものなので、40年先の配置計画、それはこういった推測でしか今ちょっとできないという状態でございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ちょっと2点ほどお聞きしたいのですけれども、この資料だと人口のところが載っているわけなのですが、例えば上富・北永井地区というのは、人口はさほど多くはないけれども、面積が広いわけですね。こういった施設計画なので、そういった面積というのも当然考慮していくと思うのですけれども、それでいいのかどうか、まず1点お聞きします。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちらにつきましては、人口だけを見ても非常に乱暴な考え方になってしまいますので、やはり地域性のバランスにつきましては考慮させていただきます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ぜひ地域性がありますので、その辺は。

それから、もう一点なのですが、13ページのほうで個別施設計画（案）を取りまとめますとあるのですが、これは当然議会のほうにも提出されてくると思うのですが、大体いつ頃議会のほうに提出予定なのかお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） 今おおむねのスケジュールといたしまして、今回こちらの全協のほうで説明させていただきます。その後もう一度このお話を推進会議のほうに戻させていただきます。推進会議というのは、課長級の集まりです。そちらでお話を戻させていただきます。もう一度個別施設計画の整備のし直しをさせていただきます。その後、8月に入りまして、ある程度推進会議の中でまとまりました時点で、重要政策会議、こちらのほうで町としての方向性を決めさせていただきます。その中で、今度10月、住民説明会等入るのですが、その前後あたりにはある程度素案という形は出てきますと思いますので、議会のほうにもご説明したいなどは考えております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、8月末から9月初めぐらいというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） 今の予定ですと、結構いろいろな面で押してしまっていて、10月ぐらいということ許してください。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園典子です。

10ページの調査内容のところ、ちょっと私こういう建設系のものに関しての知識がないものから、教えていただきたいのですが、本庁舎のコア抜き箇所が16か所ということが表記がございますけれども、具体的にはこの建物が八階建てということもありますので、1階ごとに何か所とか均等なものなのか、そこをちょっと教えていただけますか。

○議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

先ほどご説明、ちょっとお読みしていいですか。1階と2階、こちらに関しては3か所コア抜きをしております。地下は、ちょっとやる必要がないという方向でしたので、あと3階から上に関しては2か所ずつ、合計16か所コア抜き調査をしております。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ごめんなさい。先ほど一部分記憶に残ってございました。重ねてのご説明ありがとうございます。



広さでいきますと、竹間沢公民館の、単純にイメージすると何倍にも、8倍とか、9倍とかという広さかと思うのですが、この調査16か所ということにおいては、妥当な調査箇所数になるかどうかお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちらのどこを調査したかということなのですが、まず三芳町役場、この庁舎につきましては、1階、2階につきましては設計上張り出したような形的设计になっています。ですので、その部分は多めに3か所取っています。基本的には、エックス軸とワイ軸、縦横でそれぞれ1か所ずつを取っているような形になりますので、力のかかる方向、エックス軸方向とワイ軸方向、各1か所ずつをそれぞれ取らせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

2ページ目の業務内容の中で、今回コロナの問題があって、3密の問題で、3密ということになると換気の問題ですよね、主に。換気の問題が大きいと思うのですが、その辺コロナが終息したとしても、今後このような感染症が懸念されるというのは言われていますので、それも一応業務の内容の中に入れておくべきではないかなと思うのですけれども、これを策定した時点と今と変わってきてしまったので、追加事項として入れておくべきではないかなと。その辺の観点で長寿命化を図るのか、いわゆる改修でもって済むのか、あるいは建て替えが必要なのか、変わってくる可能性があるので、入れておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） 今議員さんからご指摘いただいたとおり、今回契約を締結した時点ではこのような環境を想定してございませんでしたので、当然この契約の中には盛り込まれてございません。ですので、今後まだ今の状態ですと、令和元年に行った事業は各施設のカルテ、どういった状況かというのを集めたという状態がメインなことです。今後、今年度について適正化方策を決めていく中で、そのような考え方は入れていかないと、やはり今では合わないかなと存じますので、そこら辺は調整させてください。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 次に、12ページの検討体制なのですが、主に推進会議等がございしますが、この推進会議だろうが何だろうが、この中に専門家は入っているのかと思うのです。やっぱり専門家の意見というのは重要だと思うので、入れるべきではないかと思っているのですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちら、まず専門家という位置づけは、今回コンサルのほうが専門的位置づけを担っていただいています。今回契約しているのがパシフィックコンサルタンツ、各分野において建築士、技師等を十分に有した会社を選定してございますので、こちらから専門的なフォローはいただいております。

この中で、今出てきました推進会議の位置づけです。こちらの推進会議の位置づけにつきましては、各担当施設を主管している職員、こちらを主に集まっております。その中で、施設の在り方について

て整理、検討をさせていただいたというのがP Tのほうです、プロジェクトチームの位置づけでして、その上に課長レベルという、要はある程度方向性を決定する立場の人たちが集まっていたらいてお話をいただくと。さらに、先ほど申しました、委託していますので、専門的知識はそちらのコンサルのほうからいただくというような流れでございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

建築の関係だとか、その辺に関しては、多分コンサルのほうで専門の人間いらっしゃると思うからいいのですが、そうではなくて自治体としてのいわゆる公共施設の在り方みたいな観点では、やっぱり専門家の意見は大事だと思うのです。そういう方たちから町の実情を見ていただいて、それでどういう施設が望ましいのか等を含めてアドバイスいただくべきだと思うのです。これだけ長い期間の事業、プロジェクトですから、そういう観点も必要だと思うので、ぜひ今後その辺を検討していただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

10ページお願いしたいと思いますが、目的でコンクリートのコア抜き調査ということですが、これは劣化度調査とは違って、コアを抜いて、その抜いたコアの圧縮強度だけを調べたということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） 今回のコア抜き調査につきましては、こちらは圧縮強度と中性化、この2つについて調べさせていただきました。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するにどれぐらい劣化しているとか、そういったことについては調査していないということですか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちらの圧縮強度につきましても、ある程度劣化度調査の結果の一つになります。こちらの調査が今基準13.5という数字が出ているのですが、こちらを下回ってしまうと、ある程度劣化が進んで強度が保てないという形と、あと中性化につきましてももとの中性化の基準というのがございまして、中性化がどの程度進んでいるか、こちらについても結果のほうにいただいております。こちらの中性化につきましても、中性度がどの程度進んでいるかによって、中の鉄骨の配筋に水とかが入っていったら、この配筋がさびるかどうかという部分を出したのが中性化でございます。こちらについても今回のコンクリートのかぶり、かぶり含めてここの中性化までは、細かく言うともともと鉄骨の場合はアルカリ性で守られているのですが、これが中性化が進んでしまうと、このアルカリ性がなくなってしまって酸化しやすいと。その調査の結果が中性化なのですが、その結果につきましてもいただいております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今ご答弁がありましたので、圧縮強度については回答が書いてあるのです。中性化について書いていないのです。何でと思ったのですけれども。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちらにつきましては、中性化につきましてはいろんな確認の仕方がございまして、その中で明確に数値化されたものがなかなかございませんでしたので、数値化ができませんので、コンサルの結果として、そのまま文書として表記させていただいた次第でございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、まず最初の圧縮強度の結果ですけれども、基準とありますが、これは何の基準なのか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちらの基準につきましては、日本建築防災協会、こちらの基準を参考に使わせていただいています。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

なぜその基準を参考にしたのでしょか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちらの劣化度調査、圧縮強度の調査につきましては、もう既に一般的に他の団体等も実施されていまして、その中でメジャーな、結構報告の多いものにつきまして、日本建築防災協会発行の基準、こちらは既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準という、こういうのがございまして、こちらを参考に数値化させていただいてございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 要するに耐震の基準とした目安だと思うのです。それはそれでいいのですけれども、劣化度調査という声があったのですけれども、回答ですね。これは劣化度調査ではないですよ。劣化度調査は、もっと幅広くやらないといけないので、これだけで、コア抜きをしたからといって劣化度調査にならない。誤解を与えるような答弁だったので、まずそこは違うと思います。本来はしっかりと、例えば劣化度調査の中ではひび割れとか、そういったこともありますし、今さっきあった酸化しているのがどれぐらいかということもあると思うのです。だから、本来は劣化度調査をして総合的に見て、その上で判断すべきだと思うのです。ただ単にコア抜きしたから、その部分だけは大丈夫ですと言っても、はっきり言ってやる側としては大丈夫なところを選んでやるわけです。だから、そういったことをやるのではなくて、もっと総合的な形で見て将来を、これだけやるのであれば基礎資料とするべきだと思うのです。それはそれで検討ください。

あともう一つ、書いてあるところで、本庁舎八階建てというところにちょっと違和感があるのですけれども、本来は地上7階、地下1階という表記ですよ。僕がずっと思ったのは、三階建て以上は主要構造部は鉄骨だと思っていました。その部分で、3階から上を2か所取っていますよと言っても、構造体にはあまり大きな影響はないのではないかなと思うのですけれども、建築上どうなのか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） 今建築上の話になってしまうと、ちょっと難しいことは申し上げられませんが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○財務課副課長（石川英治君） まず、結果でいただきました圧縮強度の結果、こちらはやはり階によって多少のばらつきがございます。まず、今回行いました圧縮強度、中性化につきましては、長寿命化ができるかどうか、こちらの判断に使わせていただくということです。もともと基本計画を策定した時点ですと、法定の建物の耐用年数ですか、法定の耐用年数50年という考え方がもともとあったのです。それに対して、現在は劣化度調査をしたものについては長寿命化を図ることができると。その長寿命化を図るためには、ある点の基準がないと、その建物を長寿命化してよろしいかどうかという判断ができませんので、その判断をするために今回の結果を利用させていただいたということです。それに基づいて、今の結果の中では、例えばこの庁舎であれば長寿命化の建物として大規模改修を行えば、80年の利用ができるというような方向性の回答を得ることができたと、そのための調査でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

すみません。今のお話を伺いながら、1個だけちょっと疑問に思ったのですが、同じ10ページなのですけれども、圧縮強度の基準13.5をクリアしているのというふうなご説明だったのですが、実際にその数値は幾つだったのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） こちら結果のほうなのですが、一番低いところで17.9、一番高いところで37.5ということで、基準値を十分にクリアした数値でございました。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと今の話で、ご答弁いろいろ聞いていて疑問なのは、これが平成4年と6年に検査したと。長寿命化となると、劣化がどのぐらい進んでいるのか、その劣化防止のためにどうするかという手だてをしないと、平成4年、6年時点では大丈夫だったとしても、亀裂がいっぱい入っていればどんどん酸化は進むわけですよ。ちょっと答弁してください。お願いします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） すみません。竣工と間違えていました。検査は昨年度ということで。

亀裂を放置したままだと、劣化も進む可能性がどんどん出てくるわけですよ。竹間沢のほうはあまり見ていないですけれども、どうもこの本庁舎見ていると亀裂だらけと。うちもマンションですから、当然その辺すごく神経使っていて、うちのマンションもう40年ですから、毎年必ず亀裂は補修しています。そうでないと、酸化がある時点では大丈夫だったかもしれないけれども、亀裂がどんどん、爆裂なんかを起こしたらとんでもないことになりますから。ということで、さっきから出ている劣化度検査というチェックがなされていないのではないのかというのが1つと、それから長寿命化をするために何をしなければいけないか。そうすると、やっぱり毎年のメンテナンスだと思うのです。そこに関して何にも触れていなくて、やっていいのかなというのがすごく疑問なのですけれども。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） 確かにそうなのです。建物についてのメンテナンスが必要になってくるといことで、これらを基にしまして、将来修繕費がどの程度かかるのかということ算定するのが今後の作業になってきます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 将来メンテナンスするのではなくて、やっぱりもう今時点からメンテナンスしていかないと、この数字、酸化もしていません、中性化していませんということは、いつどんなに変わってくるかわからないわけです。だから、あるときに全部これ建て替えをするのだというのなら別ですけれども、長寿命化を図るのであれば長寿命化の工事、どういう工事、柱をどうするかといろいろあると思うのですけれども、それをするまでの間もきちっとメンテナンスというのは続けていかないと、建物はどんどん劣化を起すということだと思つので、ちょっとそこの観点が全然抜けているなと思つて心配しているのですけれども。

○議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

今後の個別施設計画、施設の配置とか、その辺の統合とか、長寿命化とか、そういうのがこの個別施設計画であつて、以前もご質問一般質問等でいただいて、庁舎の修繕に関しては、今のところアクションプランで築30年目安に外壁の工事は考えているところなのですが、今いろいろこの先のコロナの影響でちょっと状況がわからないと。なるべく30年目安に頑張ろうと思つているのですけれども、そういったことで今10年の修繕関係に関してはアクションプランで計画しております。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。説明ありがとうございました。

一般質問で、本庁舎の傷み具合というのを一般質問したことがあつて、そのときに、私が質問したときにもう25年ぐらいたつているというので、質問したような気がしたのですけれども、一般のマンションだと10年、13年で大規模改修をしなければいけないというのは、これは法律があつたように思つたのです。そんなことで質問したと思つたのですが、これから長寿命化という形で、町としてはこの庁舎は修理というか、やっていくのだと思つたのですが、今築30年で何かをやるみたいな話があつたのですが、もう大規模改修に本当に遅れているのではないかなというように思つたのです。

そんな中で、こうやってコア抜きやりますとおっしゃっていましたので、これが今状況が分かつてきたところなのですが、先ほど山口議員がおっしゃつたように、クラックというのかな、いっぱい入つている中で、水が中にどんどん、どんどんしみ込んでいけば、中がどんどん酸化していくというのはすごく心配なことなのです。そんな中で、大規模な改修が今後行われると思つたのですけれども、それまでにはやはり酸化を防ぐということはすごく大事なことだと思つたので、また同じようなあれになってしまうけれども、しっかりと取り組んでいていただきたいというふうに思つた。庁舎は町民全員の、全体の財産だと思つておりますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思つたのですが、その辺についてどんなスケジュール感でいくのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

一般質問の答弁したとおり、アクションプランで今計画は入れてございます。それが築30年ぐらい、今ちょっとアクションプラン持っていないので、申し訳ないのですが、築30年を目安に計画は今している状況でございます。そのときに、答弁のときに内部の調査はどうだという話があって、それで今回コア抜き調査、個別施設計画でコア抜き調査をして、劣化度とか中性化度合いとかを調べるというお話で答弁させていただいて、その結果、今回は特に問題はなかったということで結果出ていますので、当然これからの修繕に関してはしっかりと行いたいと、財務課も行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

そもそもこの個別施設計画というのは、公共施設マネジメントのアクションプランで、ある程度施設の方向性で74施設ぐらい示しましたよね、長寿命化だの、拠点施設だの。その各方向性、特に長寿命化のものに対して、大丈夫ですよという保証するためのものであり、基本的には建物の劣化が進んでいるとかでなければ、その建物の施設それぞれの方針に関しては、やはり公共施設マネジメントのアクションプラン、公共施設マネジメント計画がベースになるということによろしいのですよね。

○議長（井田和宏君） 財務課長。

○財務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

一番上に公共施設マネジメントの基本計画改訂版、総合管理計画という40年の大本がありまして、その下に今度は配置方針とか修繕計画、長期の40年間、これが今つくっている個別施設計画になります。アクションプランというのは、10年間のスパンの修繕の短期な計画であって、この個別施設計画、個別施設の配置方針、後々人口とかを見ながら、こういった施設は統合していったほうがいいのではないかとか、この地区にはこういったものでまとめたほうがいいのか、今後の在り方というような計画でございます。これは国の方針で、平成32年と言っていたのですけれども、令和2年度までに策定を言われているところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

人口推計、人口の推定ということで、今回児童生徒というところで人数を、これはコーホート要因法ではありますけれども、かなり40年後には人数、児童生徒も少なくなるということで、国のほうが統廃合についての基準を出していたと思うのです。そんなものも今後の個別計画の中には、各課で決められると思うのですけれども、そういう国のほうの統廃合の基準だとか、そういうものも盛り込みながら、個別計画がつけられていくということによろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 財務課副課長。

○財務課副課長（石川英治君） 学校の統廃合のお話になると思うのですが、こちらにつきましては8ページ、9ページの推計、こちらを見ていただくと、将来どの程度児童生徒が減っていくかという数字が出てくると思います。これで、こちらのプロジェクトチーム等で話が出た段階なのですが、例えば今の三芳小学校

の児童数、これも少しずつ減っていきます。その減っていったキャパの中に上富小学校のキャパが入るか。入った時点で、上富小学校を例えば統廃合していただろうと、そういう形で児童生徒数の数字を見ながら、既存の建物が受け入れられるか、できないか、そういう考え方なども含めて、話を整理する中では出ております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で協議事項の1番、三芳町個別施設計画の検討経過についてを終了させていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前11時36分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前11時39分）

---

◎令和2年度「ふじみ野市・三芳町環境センター運営費負担金」及び「余熱利用施設エコパ運営費負担金」について

○議長（井田和宏君） 協議事項の2番、令和2年度「ふじみ野市・三芳町環境センター運営費負担金」及び「余熱利用施設エコパ運営費負担金」についてということで説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 環境課の吉田です。よろしくお願ひいたします。

ただいまご紹介のとおり、ふじみ野市・三芳町環境センター及び余熱利用施設エコパ、両運営負担金、これはさきの議会で説明が不足しておりました部分です。これについての説明と、あと他団体からの家庭ごみ受入れの協力依頼について、以上の2点でご説明とご報告をさせていただきます。

○議長（井田和宏君） まずは、1点ずついきますので、環境センターとエコパの件からお願ひいたします。

○環境課長（吉田徳男君） かしこまりました。

本日ご用意いたしました資料としましては、さきの議会で最終的に提出をいたしました環境センターに係る資料と、あとエコパに係る資料、この2枚及びそれぞれ附帯する資料としまして別添の1から別添の6、これを一つづりにしました資料、これらをご用意いたしました。

それでは、三芳町環境センター運営費負担金についてのご説明からさせていただきます。まず、資料につきましては、本日急遽環境センターの資料につきまして、これ差し替えとさせていただきました。内容については変更はございません。囲み文字の部分を追加しておるものですので、こちらのほうを御覧いただきたいと思ひます。

それでは、三芳町環境センター運営費負担金についてです。こちらの資料と、あと別添の資料、こちらを照らし合わせながらご説明をさせていただきます。まず、別添資料につきましては、別添1の資料を御覧いただきたいと思ひます。まず、環境センターの運営費負担金につきましては、資料のとおり、5項目の費用

で構成されています。その項目が1番の環境センター運營業務委託料3,647万5,000円から、5項目めの既存用地負担分447万6,000円、これらの5項目でございます。これらの経費の算定方法は、三芳町の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協定書で定められています。経費の算定に当たっては、総額の20%を均等割とし、80%をごみ量割として大別します。ごみ量割の算出方法は、別添1の資料のとおりでございます。まず、ごみの総量に占める各品目の搬入量の割合を出します。各品目というのが①の燃やすごみから⑧の古紙類まで、以上の8品目でございます。次に、それぞれの割合に応じて品目ごと、経費の総額を基に金額を振り分けます。さらに、ふじみ野市と三芳町の搬入量の割合で、品目ごとの負担金額を案分するという方法でございます。

まず、事業費の総額につきましては、事務に関しましては三芳町はふじみ野市に委託しておるわけでございますので、事業費の総額をふじみ野市の予算にて計上しております。ふじみ野市でその総額を支出するという方法。また、三芳町の負担金につきましては、同じくふじみ野市の歳入予算に計上されておりますので、三芳町はふじみ野市へそれぞれ負担金を支出すると、このような方法になっております。

まず、1項目めの運營業務委託料につきましてですが、これは環境センターの指定管理者であるふじみのエコウェルズ株式会社への運營業務委託料でございます。詳細につきまして、別添2を御覧いただきたいと思っております。別添2の資料でございます。委託料の構成は、固定費と補修費、変動費から成ります。各費用の内容としては、その下の参考、環境センター運営管理業務委託料の内訳としてお示しするとおりでございます。業務委託は、15年間の長期継続契約ですので、この費用は平成28年度から令和12年度まで額を平準化して設定されております。令和2年度の予定額は、①の表のとおりです。固定費、補修費、変動費、合計で5億254万8,000円となります。ポイントとなる数字の欄に網かけをしておりますので、そちらにご留意いただきたいと思っております。

次に、②の表を御覧いただきまして、この額から売電収入と一般廃棄物の処理手数料、行政財産使用料などの収入見込額を差し引きます。差し引いた差引き運営経費が1億6,171万6,000円となります。さらに、本年受入れとした桶川市の収入支出差額金約5,100万円を差し引きまして、1億1,075万8,000円が経費の総額となります。

これを基本額として、③の表のとおり、均等割及びごみ量割でふじみ野市と三芳町の負担額を算出しております。これにより、当町の負担額は均等割が1,107万6,000円、ごみ量割額が2,540万円、合計で3,647万6,000円となります。

なお、桶川市の収支差額金につきましてですが、詳細につきましては本日差し替えといたしましたA4の資料、こちらの下段のほうに囲み文字としてこれを補足しております。桶川市の収支差額金につきましては、受入れ数量1,925トン、処理費用単価を1トン当たり3万2,500円とし、収入金額を6,256万2,000円と見込みました。この処理単価については、人件費や焼却費用、最終処分費用のほか、補修費と減価償却費も含めた所定の費用の総額を家庭ごみの処理総量で除した金額で算出しています。

対する支出としまして、焼却残灰の処分委託料や主灰、飛灰、重金属等に係る検査測定業務の委託料、また誘導員の増員など、受入れ態勢の強化費用などを経費として1,160万4,000円の支出を見込みました。これにより、収支差額が5,095万8,000円となります。均等割とごみ量割を総じた当町の負担割合が32.93%ですので、桶川市受入れによる削減効果額は1,678万2,000円となります。



以上が1項目め、環境センターの運營業務委託料に係る説明でございます。

次に、別添の資料については1ページめぐりまして、別添3の資料を御覧いただきたいと思ひます。2項目めの管理啓発に係る事務事業費用1,452万7,000円でございますが、これは一般廃棄物の処理に関する事務をふじみ野市に委託することに要する費用でございます。①の表のとおり、主な費用は職員人件費です。その他需用費、役務費、委託料、負担金など、委託事務の管理及び執行に要する経費となります。職員人件費の算定については、下段のほうに参考としてお示ししておるとおりでございます。

②の表のとおり、費用の総額は4,443万7,000円です。これを基に、③の表のとおり、均等割とごみ量割で算出した三芳町の負担額は1,452万7,000円となります。

続きまして、1ページめぐりまして、別添資料4を御覧いただきたいと思ひます。こちらの資料は両面にわたっておりますので、よろしくお願ひいたします。3項目めの資源物等の処理及び再生利用に係る費用1億231万円でございます。この費用につきましては、焼却残灰や不燃物、資源物など、9種類に分ける処分物の運搬処理に係る費用でございます。裏面までにわたっておりますが、焼却残灰から、最後、9品目めが紙パック・古紙・布類となっております。これら9品目に係る運搬処理費用でございます。費用の総額は3億1,799万9,000円となります。この額を基に、③の表のとおり、各種、各品目、均等割とごみ量割で算出した三芳町の負担総額は1億231万円となります。

続きまして、別添の資料を1枚めくっていただきまして、別添5の資料を御覧いただきたいと思ひます。4項目めの不燃物処理業務等（実費負担）について、これが43万5,000円でございますが、この費用につきましては、不法投棄物のうち処理が困難な物品の処理費用につきまして、三芳町、ふじみ野市がそれぞれ実費負担をするというものです。家電の実績から87万円を予定し、双方50%ずつの負担割合で算出しております。

最後、5項目めの既存用地負担分447万6,000円でございます。これは、同じく別添5の資料の5番にお示しするとおりでございます。この費用につきましては、ふじみ野市・三芳町広域ごみ処理施設建設用地取得費用等に関する協定書に基づきまして、特定の用地に係る三芳町の負担分を平成24年度から令和12年度までの19年間の間、分割して支払いをしているものでございます。対象用地は、本協定以前に既にふじみ野市が取得していた太陽の家の敷地及び調整池でございます。取得金額は2億4,914万3,000円、当町の負担割合を34.128%と定めて、負担総額を8,502万7,000円としております。この金額を分割して、単年で447万6,000円を負担しているものです。

以上、運營業務委託料から既存用地負担分まで5項目の費用を合計いたしまして、環境センターの運営に係る当町の負担金が1億5,822万5,000円となります。前年度の予算額と比較すると、主に桶川市の収支差額金と事業系一般廃棄物の処理手数料収入の増加などによりまして、約6,900万円の減額となるものでございます。

以上が環境センターの運営費負担金についての説明でございました。

続きまして、余熱利用施設エコパ運營業務委託料についてでございます。別添の資料につきましては、最終ページ、別添の6を御覧いただきたいと思ひます。余熱利用施設エコパの指定管理委託料につきましては、固定費と補修費から構成されます。これらの額は、やはり委託期間である平成28年度から令和12年度まで平準化して設定されています。これら経費の算定と負担につきましては、エコパの運営費用の負担割合に関する

る協定書で定められております。経費の算定に当たりましては、①の表のとおり、総額の20%を均等割、40%を人口割、残り40%を利用者割として大別します。ふじみ野市と三芳町の負担割合は、同じ①表のとおりでございます。トータルした負担割合は、三芳町が26.65%となります。

まず、固定費につきましては、②の表のとおりでございます。人件費、委託費、光熱水費、その他の費用の4項目から成ります。それぞれの内容については、その下、③の表にお示しするとおりでございます。経費の内訳は、②の表に戻っていただきまして、人件費からその他の費用までの総事業費が1億7,222万5,000円で、この額から収入となる利用者料金と利用料減免補填の合わせて5,248万5,000円を差し引いた額が固定費となります。

なお、利用料減免補填は、60歳以上の優待利用に係る減収分をふじみ野市、三芳町双方で事業者に対し、補填するものです。

収入を差し引いた額1億1,974万円が固定費となり、これに補修費1,023万円を合わせた合計1億2,997万円がエコパ運營業務委託料の総額となります。これによりまして、三芳町の負担分は均等割と人口割、利用者割をトータルした割合26.65%で案分し、3,460万円となります。

以上がエコパの運営費負担金に係る説明でございます。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今協議事項の2番、令和2年度「ふじみ野市・三芳町環境センター運営費負担金」及び「余熱利用施設エコパ運営費負担金」について説明をしていただきました。

説明をしていただいたところでございますけれども、質問は昼食後にしたいと思います。

協議事項の途中ですが、昼食のため休憩をしたいと思います。

(午前11時56分)

---

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

(午後 1時10分)

---

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行います。

協議事項の2番については、もう担当課より説明が終わりましたので、質問をお受けさせていただきます。

この件に関しては、予算特別委員会の中で説明の不足があって資料請求があって、それに基づいての今回の説明だということだと思いますので、その辺ご配慮の上、質問がある方はお願いをしたいと思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

大分前なのですが、別添の6で、エコパの負担割合について、やっぱり三芳の町民にとっては非常に使いにくい場所にあるということで、人口割を減らして利用者割を増やすべきという、たしか附帯決議をつけたような気がするのですが、その後ふじみ野市との協議というのはされているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） その点につきましては、その後の協議、その状況については、誠に恐縮ですが、把握しておりません。しかしながら、ご指摘のとおり、人口割からすると三芳町にとっては大変不利な内

容ではないかと思えます。利用者割とすれば、これは格段の差があるわけですから、お互いに損をしないようにというふうな、そういう兼ね合いもあるのでしょうかけれども、例えば人口割、これを廃止するか、もしくは人口割を20%にして利用者割を60%にするとか、そうした見直し、エコパの運営費用の負担割合に関する協定書というのは平成28年12月に締結されておるようですので、そうした見直し、これをやはり具体的に言うことも意義があるのかなと、こういうふうを考えておりますので、機会を捉えてちょっと持ち上げてみたいとは思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） あともう一つ、これも過去に前々課長に直接伺ったか、どこで質問したか忘れたのですが、エコパがふじみ野市の指定の避難所になっているという話を向こうの職員からちょっと聞いたのですが、それに関して、本来だったら業務委託しているわけですがけれども、勝手にふじみ野市が何でも使っているという話ではないと思うので、そこのほうの調査はどうなっているかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これも誠に申し訳ございません。ただいまのご指摘を受けて、私も承知したところでございます。ふじみ野市と三芳町との共同の運営によるものですから、いかに三芳町がふじみ野市に事務を委託しているとはいえ、やはり共同運営に係る経営責任というものもございませう。ですので、思うに、そうした重大な事項の意思決定というのでしょうか、そのプロセスにおいて意思の統一を図るといふ、そうした手続が欠けていたのかなというふうな、そこがちょっと反省点なのかなというふうな、私今の時点で感じております。

これは、後ほど報告事項として報告申し上げる他団体からの協力依頼、これにも関連することですけれども、協定書にない内容、重大事項、これらにつきましては、やはり双方で意思の統一を図っていくという、そういった明確な手続を経る必要があると、そのように考えておりますので、今後についてはそうした点で改めていきたいと思います。

いずれにしても、避難所に指定されているということ、この理由ですとか、背景ですとか、それについてはちょっと確認を進めてみたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございせんか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

私もエコパの運営業務委託料、別添の6で質問なのですけれども、固定費の中の送迎バスというのが三芳町には1ルート1往復で2ルートあったのかなと思うのですが、ふじみ野市のほうではルートもたくさんあって、本数もたくさんみたいな話を聞いているのです。その中で、固定費としてその分も全て盛り込まれて、それで均等割やら、人口割やら、利用者割で割られているというのがとても不公平かなというのもちょっと思っているのですけれども、そこら辺の送迎バスのふじみ野市さんの状況はどんな状況なのでしょう。三芳町のは分かっているのですけれども、ふじみ野市はたくさん回っているようなので。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 恐れ入ります。誠に申し訳ありません。ちょっと具体の資料が手元に不足しておりますので、その点精査しまして、またこうした全員協議会の場でご報告できればと思います。よろしく

お願いします。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ありがとうございます。

資料が今ないということなのですが、やはり一緒に造って、皆さん、三芳町、ふじみ野市の市民、町民で等分に使える施設だとも思いますので、バスの送迎というところはちょっと不公平感があるような気がずっとしておりましたので、ぜひともそこら辺も見直し対象になるようであればよろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

別添5の資料の参考、既存用地所得費の概要ということで、敷地の所得費を19年間にわたって案分して支払っていくということなのですが、この土地の所有権に対して三芳町は34.128%の所有権があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） お答えします。

これら2つの用地につきましては、従前あった太陽の家、この施設を解体した後の跡地、また調整池ともに今現在環境センターの敷地の一部として供用されているものということでございます。敷地の一部としてともに供用しているということで、応分に三芳町も所得費を負担しているというところでございます。所有権ということですと、ちょっと定かではございませんが、この割合、34.128%という割合は、やはり先ほど来ご説明申し上げましたとおり、ごみ量割等々をトータルした当時の割合、これを用いたものと承知しております。ですので、所有権の関係を申しますと、ふじみ野市の行政財産ということにはなっておるわけでしょうけれども、所有権という意味合いではちょっと定かなことは申し上げることができません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

それでは、建物についても負担してお金を払ったと思うのですが、三芳町には所有権は全くないということではよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 所得費、建設費、それぞれをやはり応分に負担しておるということでございます。やはり財産の位置づけとしては、これはふじみ野市の行政財産になろうかと思えます。所有権の割合として、三芳町が一定の割合で所有権者として位置づけられておるのか、その辺の意味合いとしては、私は定かではございません。明確に申し上げることができません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

もし三芳町に所有権があるのだとしたら、町の財産のほうに出てくると思うので、そちらに出てきているかというのは、多分出てきていないのではないかと思うのですが、土地代だけ払って、最終的に処分するとき

にはこの案分でお金を返してくれるのか、そこら辺は分かりませんが、住民の財産を支払って、それに充てているわけなので、それが普通なのか、ちょっとそこら辺が分からないのですけれども、建物を建てる時もふじみ野市のほうは交付金をもらって建てているわけだと思うので、そこら辺、それは書いていないからいいです。すみません。

では、別添6をお聞きしたいと思います。減免補填ということで1,780万円ということになっていますが、実際に利用者が令和2年、予想ですか、無料の優待者の数が1万9,590ぐらいとなっておりますが、実際は6,465万円払うところを1,780万円だけ払えばいいという、そういう意味でよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 60歳以上の優待者証を持参した方、これらについて利用料が減免されるということです。しかし、上限がございまして、1日当たり174名分で、1回の利用料が330円掛ける年間の営業日数ということです。その金額を限度として、指定管理者である事業者に補填すると、このような仕組みになっておると認識しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 全員優待というわけではないのですか、60歳以上の方は。優待は無料ではなくて、何か差額を払うということなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 優待者数総数で、令和2年度推計で19万5,930人と見積もっております。これらについて、利用料が全額減免となるわけです。それに対する補填金として、先ほど申し上げたとおり、1日当たりの上限が174名分、年間については1,780万円と、この金額を事業者に補填すると、このような仕組みであると解しています。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

ですから、先ほど言ったとおり、本来なら6,465万円程度払わなければいけないところを1,780万円だけ補填しているという意味でよろしいのですよね。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりであります。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

こちらの負担割合、委託料ということで、エコパの収支全体とは違うと思うのですが、管外の一般の利用者数が多くなったら、結構また収入が当然上がると思うのですが、そちらに対しては人数が増えようが減ろうが、あまり町の負担というのは変わらないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 管外の一般利用者に当たっては、無料である優待の取扱いがないと、このようになっております。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） それは分かるのですが、その人数がすごく増えれば、エコパの運営委託会社のほうはもうかるわけなので、それに対して何か町の支払いの料金等が減額されるというようなことがあるのか聞いています。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりでございます。こちら利用料金収入が上がれば、この事業収益が上がれば、費用としての人件費からその他費用までの4項目、これらの固定費の金額は収入が上がるにつれてその費用が安くなると、このような仕組みになろうかと思えます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

環境センターにつきましては、以前建設過程におきましては当町の職員も1名派遣されておりました。運営開始に当たって、ふじみ野市のほうに運営を委託してというような形になりました。職員が三芳町から行っていないもしっかり情報共有、議会への情報提供できるというお話でしたが、課長が替わるたびに、何かいろいろとそこら辺で問題点出てきております。

今回吉田課長に替わられまして、このように非常に詳しい資料を頂いたので、これは非常にありがたいことだと思います。運営はふじみ野市とはいえ、三芳町と共同運営なわけですから、そこら辺しっかり情報共有、情報収集、議会への説明、ぜひよろしくお願ひしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘のとおりです。先ほど申しましたが、こうした議会への説明ですとか、そうしたことが不足していたということは、率直に反省点として感じております。今後モニタリング会議などが毎月開催されておりますし、それらのほかにあらゆる機会を捉えて運営に係る情報、これを共有、収集して、きちんとして報告、説明の責任を果たしていきたいと、このように考えております。よろしくお願ひします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） エコパ自体の営業を見ますと、3月、4月、5月がお休みということになっておまして、また現在利用の関係で12名ずつ、何か時間をあれてやっているみたいな形になってはいますが、それを加味して令和2年度の予算というのは計算されているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 現実的に3月から現在まで休館等々もございました。現実利用者が減っておるところでございますけれども、予算の計上時、昨年11月、12月の時点では、こうした事態が推測できなかったことではございますので、コロナウイルスによる影響というのは、こちら令和2年度の予算に当たっては加味されていないと、このようなことでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません。今回このような資料を用意していただいたのですけれども、資料を請求させていただいた者として、一言お礼のほうを申し上げたいと思います。

また、予算委員会場で資料の内容というのが詳細が記載されていなかったことで、どのような使われ方をしているのかなというような思いで質問させていただいたのですけれども、その場で回答というのがいただけなかったもので、資料のほうの請求をさせていただいたのですが、このような説明の機会というか、説明をしていただけるような場を持っていただくことがないのかなというので、資料だけを請求させていただいたような形ではあったのですけれども、このような丁寧な説明までいただきまして、本当に今回分かりやすい資料を頂いたので、今後決算だとか予算、また個々の一般質問等で、議員のほうが今聞かれたようなことも含めて質問のほうがまた出てくるのかなと思いますけれども、令和12年までこの資料に一応基づくような形というようなことは記載されておりますけれども、変更点等あった際には、先ほどもご答弁いただきましたけれども、資料の提供や、また説明のほういただければというふうに思います。本日はありがとうございます。回答は結構です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 議長に、1点報告をお許しいただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） どうぞ。

○環境課長（吉田徳男君） 恐れ入ります。1点、環境センターの運営資金に係る令和2年度、今年度の予算について誤りがございましたので、この点についてご報告とおわびを申し上げたいと思います。

先ほど説明資料に使いましたこちら、さきの議会でご提出をした資料、こちらを御覧いただきたいと思いますが、運営負担金の内訳についての事項で、1番から5番までの項目のうち、5番の既存用地負担分447万6,000円というのがございます。447万6,000円、この金額を今年度当初予算で二重に計上してしまっておりました。したがって、次の補正予算におきましてこれを減額修正と、このような措置を取りたいと存じますが、お許しをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 今環境課長から説明がありましたとおり、運営負担金の最後の既存用地負担分が二重に……

○環境課長（吉田徳男君） 二重に積算されておりました。447万6,000円のこの金額でございます。

○議長（井田和宏君） 9月定例会で減額補正ということで。

○環境課長（吉田徳男君） 減額補正というふうな、そのような措置を取らせていただきたいと存じます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今おっしゃっていたのは、予算書上ですと、事業別説明書ほど細かく出ていないと思うのです。事業別説明書では、1項目しか出ていないのです。それが2つ載っているわけではないですが、数字を足していくと2つ分、要はだから900万円近くの計上になっているということでしょうか。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 挙手の上。

では、環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ここに予算書の写しをちょっとお持ちしたのですが、御覧いただいたほうがよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 9月ですので、大丈夫です。

○環境課長（吉田徳男君） 予算書におきまして、ふじみ野市・三芳町環境センター運営、この項目で総額の1億5,822万4,221円、この金額を計上しております。この金額の積算としては、先ほど申し上げた既存用地負担分447万6,000円、この金額を含んだ総額となっております。これに加えて、別項目として既存用地負担分447万6,000円、これを別に計上しておると、このようなことでございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それは、別建てで二重にというのは、令和2年度分だけだったのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 精査いたしました。今年度予算において過ちがございました。過去にはございません。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

何で例年同じことをやっていくのに、今回だけなったのかというのは精査が必要かなと思うので、内部精査していただきたいと思います。

それと、もう一つなのですけれども、それはいつ、どうやって分かったのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） まずは、全くもって事務上のミス、誤りでございました。ほかに説明のしようはございません。

また、今年度の誤りにつきましては、今回この資料の作成等々精査をする中で、予算書と突き合わせの作業を行ったところそれが判明して、本日の報告に至ったと、このようなことでございます。

〔「ちょっと違うんじゃないと思うけどな。こういうところでさらっとやるようなことじゃないと思うんだけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 今の件について、ほかになければ閉じさせていただきますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、令和2年度「ふじみ野市・三芳町環境センター運営費負担金」及び「余熱利用施設エコパ運営費負担金」についてを終了させていただきます。

---

#### ◎桶川市からの家庭系一般廃棄物の受入れ開始について

○議長（井田和宏君） 続きまして、桶川市からの家庭系一般廃棄物の受入れ開始について説明を求めます。  
環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） それでは、他団体からの家庭ごみの受入れ、その協力依頼についてということで、2点ご報告申し上げます。



まず1点は、桶川市のごみ処理の受入れについてでございます。これにつきましては、ご案内のとおり、本年の7月1日から令和3年の3月31日までという期間で受入れが開始されます。受入れの日程としましては、毎週火曜日と金曜日、令和3年3月31日までの間で、延べ77日間の受入れとなります。

受け入れるごみとしましては、家庭系一般の廃棄物、燃やすごみでございます。

受入れ数量は、延べ1,925トンと予定されます。

搬入方法につきましては、午前8時30分から午後4時までの受入れと。搬入搬出の経路としましては、国道254号線バイパスからの動線とすると。搬入車両は、パッカー車、2トン程度でございます。処理費用に当たりましては、1トン当たり3万2,500円とします。これは、先ほどご説明のとおりでございます。

続きまして、2点目です。これは、志木地区衛生組合のごみ処理受入れについてということでございます。これについては、令和2年4月27日付、志木地区衛生組合からふじみ野市長宛てに……

○議長（井田和宏君） ちょっと待ってください。先に桶川市の分から行きます。

それでは、今桶川市からの家庭系一般廃棄物の受入れ開始について説明をいただきました。質問がある方はお受けをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項の3番、桶川市からの家庭系一般廃棄物の受入れ開始についてを終了いたします。

---

◎志木地区衛生組合からの家庭系一般廃棄物の受入れ依頼について（協議開始）

○議長（井田和宏君） 続きまして、協議事項4番、志木地区衛生組合からの家庭系一般廃棄物の受入れ依頼について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 続いて、志木地区衛生組合のごみ処理受入れについてでございます。

まず、これは令和2年4月27日付、志木地区衛生組合からふじみ野市長宛てに本件の依頼がございました。経緯につきましては、ちょっと後ほどといたしまして、裏面を御覧いただきますと、依頼内容、ここについて先にご報告を申し上げます。

まず、受け入れるごみとしましては、桶川市さん同様家庭系一般廃棄物の燃やすごみでございます。

受入れ期間としましては、令和3年から令和4年となります。こちらにご報告申し上げるとおりでございます。

続きまして、細かな経緯でございますが、まず令和2年4月27日付、衛生組合よりふじみ野市長宛てに協力の依頼がございました。続いて、令和2年5月22日付で、同組合から三芳町町長宛て同標題、同内容の依頼の通知がございました。本年5月25日付、このことに関しましてふじみ野市長から三芳町町長宛てに協議依頼がございました。これは、受入れの是非について三芳町長の意見を求めるという内容でございます。続いて、5月28日付、三芳町長よりふじみ野市長宛てに協議回答として回答をいたしております。これは、依頼の受入れにつきましては、その内容を調整した上で受入れを可とすると、このような旨の回答をしたものでございます。続きまして、裏面に行きますと、6月8日付、ふじみ野市長から三芳町町長宛てに報告がござい

ます。これは、依頼の件につきましては、ふじみ野市と三芳町のごみ処理に影響を及ぼさない範囲で受け入れる旨を志木地区衛生組合へ回答を申し上げたと、このような内容でございました。これは協議開始としておりますが、今後志木地区衛生組合と、あとこちら側としてはふじみ野市さんを窓口としまして、具体的な受入れの内容、そのすり合わせ、協議を行っていくと、このような段階でございます。今後に当たりましては、ふじみ野市と志木地区衛生組合との協議、それと並行してふじみ野市と三芳町とでは協議に係ることについての意見のすり合わせ、これを書面で取り交わしながら、意思決定の統一を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、ふじみ野市と志木地区衛生組合との間での協議の進捗、それらに合わせて、またこのような機会でも事細かにご報告ができるように、そのように努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 今志木地区衛生組合からの家庭系一般廃棄物の受入れ依頼について説明をしていただきました。

質問があればお受けをいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

環境センターのところの焼却炉の周辺の住民の方には、こういった説明というのはしているのかどうかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご案内のとおり、富士見市3町会運営協議会という組織がございます。環境センター周辺の地元住民団体、それらの方々から構成される協議会でございます。直接収集車両の出入りですとか、あとそうした交通に及ぼす影響等々もございます。それらの影響については、この富士見市3町会運営協議会、こうした機関に対して事細かな説明、報告等々を進めてまいると、このような予定でおります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私が聞きしたのは、富士見の環境センターの焼却施設を基幹的設備の改良工事を行うので、その期間三芳とふじみ野の環境センターのほうで焼却をしたいというふうに、そのように取っているのですけれども、ですから環境センターの周辺の住民には、その説明を三芳やふじみ野市はしているのかどうか、それを聞いたのですけれども。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 周辺の住民の方々、団体から成る、先ほど申し上げました富士見市3町会運営協議会、こちらの機関に対しましては本年の6月2日、この日付をもって桶川市の受入れですとか、本件志木地区衛生組合からの受入れの依頼、これらについての報告、また協力の依頼ということでお願いを申し上げておると、このようなところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） あと、富士見市の環境センターのほうは、ほかのそういった団体の焼却炉のほうに、基幹改修を行いたいのので、ぜひ当市のごみの処理をお願いしますという、ふじみ野市・三芳町環境センター以外にもそういった要請をしているのかどうか、それともほかは要請しないで、即こちらに来ているのか、その辺をお伺いします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘の点につきましては、こちらの衛生組合ですと、富士見市と志木市、新座市から成る組合でございます。当然ながら、その全てを当町とふじみ野市の共同経営による環境センター、こちらで受け入れることは到底できないわけですし、他の市ですとか広域団体、そちらのほうにも分散して依頼をしていると、このようなことでございました。あくまでも受入れの依頼があったのは、その一部のごみ量ということでございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 分かりました。ほかの団体にも依頼をしているということで分かりましたので、やっぱりこちらのふじみ野市・三芳町環境センターにたくさんの受入れができるということは、大きな炉を造り過ぎてしまったのかなという、今後もそういった要請があちこちから来ると、本当に周辺の住民の人は大変だなと思うので、今お答えがありましたので、他団体にもそういったことを要請して、分散してやっているということで分かりましたので。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

（1）の経緯のところでもちょっとご質問なのですけれども、4月27日ですから、ゴールデンウィークに入る前に、まずふじみ野市長宛てに通知があったと。次に、1か月弱後の5月22日に三芳町長宛てに通知があったと。4月27日にふじみ野市長宛てに通知があったことは、三芳町には連絡はなかったのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘のとおりでございます。これは、先ほどもちょっと私触れましたが、先に4月27日付でふじみ野市に依頼があったのです。それについては、私ふじみ野市から報告を受けておりました。それで、前年までの反省点、意思決定のプロセスの中で、そうしたふじみ野市と三芳町とのやり取り、これが欠けていたということをやはり感じておりましたので、それを改めていきたいということで、私から三芳町長宛てにも同様の文書を差し出していきたいということで依頼を申し上げたということです。それによって、1か月ぐらいの時間差がここで生じてしまったということでございます。

ですので、今後においては受入れまでの各段階に応じて、ふじみ野市と三芳町の意思決定の統一を図りながら、その時々こうした全員協議会とかで進捗状況を報告できればと、このように考えております。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

環境課長が今回4月から課長になられる前の3月の予算委員会のときに、先ほど説明いただいた桶川市からのごみの受入れの件でちょっと議論になった部分がありまして、そのときもふじみ野市には連絡あったけれども、ふじみ野市から三芳に来るのが大分遅くなってといった話をいただきました。その際に、今後はもうそういうことのないように連絡を密にと言っていたのですが、その2か月、3か月後に同様のことが起き

ていると。今回は、志木地区衛生組合からの受入れは来年以降のことですけれども、こういった通知とか、情報が入ってくるのに差があるわけです。先ほどから課長もおっしゃっていますけれども、ぜひこういったことのないようにお願いしたいです。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今日志木地区衛生組合のごみの一部受入れということで議会に報告をいただきましたけれども、ふじみ野市議会にはもう報告済みなのですか、それはどうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これは、取り急ぎ確認をしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

このごみの施設の関係については、結構ナーバスに取り扱ってきた経緯があったと思います。同じ日に全員協議会を開いて、そこで同時に説明しましょうとか、若干1日ずれてしまうけれども、できれば同じタイミングでということをやっていたのですけれども、そこら辺どういうふうに進んでいるのかということについても、やはりちょっと経緯としては必要なと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

こちらのごみの受入れについて、協議開始ということになっておりますが、受け入れることは前提として決まっているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりでございます。ふじみ野市、三芳町が双方のごみ処理、これに影響を及ぼさない範囲でと、このような条件付で受け入れることとすると、このような回答は差し上げたところでございました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

当然町のごみ処理に影響を及ぼさないというのは大事だと思うのですが、受入れの期間と受入れ量ということで、7月、9月は週90トン、10月からは約2.5倍の224トン、令和4年度の10月3日から11月26日が週352トンとなっております、こちらは容量を超えて、こちらについて協議調整を要するというふうに書いてありますが、実際最高受け入れられる量というのは週何トンなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 1日の処理量がマックスで142トンということでございますので、その範囲内で調整をすると、このようなことでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

すみません。分からないので、教えていただきたいのですけれども、先ほど来情報の共有であるとか、それが同じタイミングでふじみ野市と三芳とというようなことを、私なんかは途中からこういう情報を得ているような感じではあるのですが、一番最初の業務委託ということも含めた協定みたいな決まった締結の中の内容において、例えばそういう協議のスタイルはこうしましょうであるとか、情報の共有はこのようなプロセスを経てとか、そういうものはうたわれているのかどうかを知りたいのですが、どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘のとおり、三芳町の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協定書、あるいは事務の委託に関する規約等々ございます。その中に、協定に定めのない事項が生じたときは、双方協議して定める等々の規定がございます。ですので、特段どのような手続を経るかという細かな規定、規則はございませんが、必要な範囲でといいますか、私としては今般のように協議書でもって、書面でやり取りをすると、そのような形で意思の統一を図っていくと、このような形を取らせていただきたいということで、ふじみ野市さんとは事務的なすり合わせ、これを行ったところでございます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 先ほどの鈴木議員からのご質問の中にもございましたけれども、1度そういう形で課題点として取り上げた上で、なおかつ今回の志木のようなことが起こるといことは、何か明文化した決め事みたいなものがないと、いつもこういうタイムラグ、またそこから生じる誤解であるとか、そういう余計なエネルギーを使わなければいけないことが起こってしまうのではないかと思うと、その協定の中にもう少し具体的な事務作業に至るようなことを盛り込むことが必要ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） おっしゃるとおりだと思います。協定に定めのない事項ですので、非常に曖昧であるということです。三芳町は、ふじみ野市に事務を委託しているのであるから、こうした事項であればもうふじみ野市の一存で判断して構わないというような、そうした雰囲気もあったのかなというふうには私思うのです。ですので、協議が必要な事項、その程度によって、このような重大な事項であれば、当然やはり双方の意思の統一を図らなければならないと思います。ですので、その協議に必要な事項とは何ぞやと。条例ですとか、法の規定には首長が必要と認める事項だとか、よくありますけれども、では具体的にはどのようなことかということ、そうした基準も設けたほうがよろしいのかなということは感じております。これは、ちょっと話し合いを進めていく必要があるのかなとは感じておりますので。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で協議事項4番、志木地区衛生組合からの家庭系一般廃棄物の受入れ依頼についてを終了させていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時56分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午後 2時00分）

◎世界農業遺産の承認申請について

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項の続きを進めてまいります。

協議事項の5番、世界農業遺産の承認申請についてということで説明を求めます。

観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 観光産業課、鈴木です。お忙しいところすみません。

武蔵野の落ち葉堆肥農法の世界農業遺産の申請につきましてご説明させていただきたいと思っております。今回コロナの影響で、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界推進協議会の総会が開けなかったのですが、持ち回り審査ということで、総会の決議事項の中に世界農業遺産申請というところを入れさせていただいたところ、川越市、所沢市、ふじみ野市、3市1町、あと農協と川越農林振興センターのほうで、満場一致で書面決議にて世界農業遺産に申請するというので、18日締めで同意を得まして、20日付で決裁をいただいているところでございますので、申請をさせていただきたいと思ひまして、議会のほうにもご報告申し上げます。

2) 番のほうで、今までの経過を記載してございます。まず、平成26年度に世界農業遺産の申請を初めてさせていただきました。これは、三富新田世界農業遺産推進協議会というところで、まだ現在の武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会ではなかったのですが、町単独で行いました。結果は残念だったのですけれども、2回目といたしまして平成28年に世界農業遺産の承認申請と日本農業遺産の認定申請、この年から世界と日本とダブルエントリーという形になっております。日本が創設されたというところなのですが、ダブルエントリーにて申請を行いました。その結果、めでたく28年度の末なのですが、29年3月14日に日本農業遺産に認定されたところでございます。世界農業遺産については、そのときはまだ承認申請はされておりませんでした。その後、3回目といたしまして、平成30年度に世界農業遺産の承認申請をもう一度、3度目ですが、しております。

結果は、残念なことではあったのですが、3) 番でその評価につきましては、首都近郊において伝統的農法が360年以上継続してきた優れた例であるというところは認められたところでございます。加えて、砂漠化対策など地球規模の課題にも対応できている、持続可能な農業システムであるという評価を得ています。もう一つといたしまして、江戸への食料供給を目的とした機能を備えるべき農地と平地林の一体的計画が基礎となって、落ち葉堆肥農法という独自の生態系保全農業、この展開が300年以上の歴史を刻んで、持続可能な農林業システムを形成したことは評価に値するというので、一定の評価をいただいたところなのではございますが、結果は認定には至らなかったというところになってございます。

4) 番のほうで、今回の再申請の背景というところで、評価はそんなに悪くなかったのですが、認定申請まで行かなかったというところで、前回の指摘を踏まえまして、今回は①としまして、世界的貢献、今回申請書のほうにも大分書いておるのですが、南米チリのサンペドロ村の事例、あと去年事務局と会長のほうで行かせていただきました中国宣化との都市型農業宣言共同推進宣言、これに関わる記述を入れております。農法に関する効果に関わる記述をはじめ、申請書の記述の充実を図ったところでございます。

②番といたしまして、世界的に見て希有な土壌団粒構造の研究、これは筑波大学の田村教授という方が、

本協議会のアドバイザーにもなっていたいただいている方なのですが、上富の農地のほうで研究をされていて、うちの団粒構造については300年以上の歴史の中で世界的にまれであるというところの研究結果が出ております。また、それはまだ発表になっておりませんが、論文等の執筆中だということでございます。

そして、③番、地元企業等による自主的な修景活動ということで、上富の倉庫会社ですとか、所沢の学術機関ですとか、いろんなところで修景活動をやっていただいている、企業のCSRとともにやっていただいているという地域ぐるみの企業を含めての活動がありますというところなんです。

④番、上富拠点整備の実施ということで、今7階のハーモニーのあったところに拠点整備をしたところなのですが、上富拠点整備といたしまして、農業センターのほうにウイークエンドも使えるというか、行けるようなところで拠点を整備したらどうかということで、今拠点整備を進めているところでもあります。あわせて、遊歩道等も整備を行っているところでございます。

また、現在の武蔵野の落ち葉堆肥農法世界推進協議会のほうで、伝統農法を維持するための落ち葉サポーター制度というのをつくってございます。サポーター制度というのは、堆肥農法の真骨頂であります落ち葉の堆肥管理について、一番大変なところ、農家さんのほうが苦慮しているところでもあります落ち葉掃きのサポーター制度をつくりまして、登録をしてもらって派遣をしているという、なかなか実績については多くはないのですが、そういったサポーター制度を始めているところでございます。

あと裏面に、5)番といたしまして、今後の再申請のスケジュールを書いております。①番、世界農業遺産への認定申請に係る承認申請の締切りが7月29日となっております。その後、②番で9月以降という形になるのですが、一次審査の結果発表がございまして、それが通りましたら、③番です。それが書類選考です。③番で、それが通りましたら、今度は10月から12月の間に現地調査ということで、これは前々回のときも来られているのですが、専門家委員と呼ばれる方たちが落ち葉堆肥農法を視察に来られます。そして、終わりますと④で、年明けて1月頃には二次審査でプレゼンテーションがございまして、これは、農林水産省のほうでパワーポイント等を使って、申請地域現地調査まで通ったところについては10分程度のプレゼンテーションを行うこととなっております。最後に、うちのほうは日本農業遺産をもう取っておりますので、世界農業遺産の関係だけなのですが、2月頃に結果発表がありまして、承認申請が得られますと、もう一度申請書の内容と現地調査の内容とを精査されまして、ある程度整えてから世界のFAOのほうに推薦を行うという形になります。そしてまた、本拠地がローマにありますので、もしそこが全部クリアになった場合には、ローマのほうでプレゼンテーションをすることになるかと思っております。

以上が今後のスケジュール及び申請についてのご説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） 協議事項の5番、世界農業遺産の承認申請について説明をしていただきました。

質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

申請書のほうは、先ほどの土壌団粒構造の研究のレポート以外はできているということでよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） 申請書の進捗状況でございますけれども、先ほどの土壌構造のほうも含めた形で今申請書のほうはほぼ固まって、流れですとか、あと今専門の委員さん、先ほどお話ありましたアドバイザーですとか、そういった方々に最終的な申請書の磨き上げと申しますか、チェック等をしていただいている段階でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

平成26年度の場合は、範囲が狭かったということで、広域化ということで、その次に臨んだわけですが、30年度におきまして、こちらに足りなかったものというのは把握されているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） 平成30年度につきましては、最後の申請書を出す直前の段階で、本協議会構成員の一つでありました所沢さんのほうが急遽ちょっと抜けてしまって、専門家のほうからもやはり中富、下富含めた、そういった部分も抜けてしまったということがなかなか厳しい評価につながったのかなと認識しているところではありますけれども、今回は先ほど課長のほうからも冒頭申し上げましたとおり、総会にて、また総会の事前の段階においても申請書等については調整を行って、前回のようなことが起こらないような形で調整を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうなりますと、所沢は再度加入されたということでよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） 議員さんおっしゃるとおり、所沢のほうも本協議会の構成員の一員として、今回協議会として本申請書を申請するところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうなりますと、前回の申請に漏れた、選ばれなかったという要因の一部が所沢が抜けてしまったということなので、それが入った上で、なおかつ再申請の新たに追加した部分を補填して今回再度申請するということで、見込みとしてはどうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 見込みは、もちろん事務局としては絶対世界農業遺産を取るという意気込みでやっております。申請書に関しても、4回目ということになります。その中で、過去3回におきましてもいろいろな指摘がありました。先ほど江田のほうが言っていた所沢の件は、その中の一つのお話なのですが、それ以外にも多少ありましたので、例えば都市農業のほうはまだ認められていないのだよというのがありまして、それに関しても今回宣化のほうと都市農業の共同宣言なんかを結ばせていただいたり、そういったところをある程度克服した上で申請ということに至っております。ですので、今回は見込みがあるもの



と信じて、事務局のほうでは行っているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

この三富新田というのは歴史のあるもので、本当にこれが保全できれば一番いいというふうには前から思っています。仮に承認されたときに、何年間そういった景観の維持をしていくのとか、そういった決まりというのはあるのか、まずお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） こちらの申請に当たりましては、添付の書類といたしまして、向こう5年間の保全計画、いわゆるアクションプランというものを同時に出すことになっております。そちらの中で、景観だけではなくて、この農法の維持ですとか、そういったものを含めて将来的にこの農法を維持していくという流れになっているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

上富は後継者がたくさんいますので、5年間は全然問題ないというふうに捉えるのですけれども、私はもっと長い期間でこれを維持していく、そういったものが必要なのかなというふうに思っていたのですけれども、実際に相続税が発生したらば平地林を売らなければならないという状況が出ているのです。そういったときに、町が購入していかなければ、この平地林を存続させていくというのは非常に難しいと思うのですけれども、そういった覚悟がないと平地林を守っていくというのは難しいと思いますけれども、その辺はどのように捉えているのでしょうか。課長にお聞きします。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

もちろん議員おっしゃるとおり、やっぱりこの農法においては平地林がないと始まりません。なので、この協議会の中でも、先ほどお伝えしたとおり、落ち葉掃きのサポーター制度を募っています。そして、その中で、なかなか協議会のお金で平地林を買い上げてトラスト地というところまでは行っていないのですけれども、予算の都合で。個々の、三芳町でもトラスト地ありますけれども、環境課のほうでやられていると思うのですが、川越市だとかでもトラスト運動というのは始まっているところでございます。そこを協議会としては落ち葉サポーターの制度を使って、例えばバックアップをしていくとかというのは、今のところ協議会の中で一緒にやっという同意は取れているところでございます。なので、ちょっと予算の関係で、協議会としましてはそんなにお金がないので、そこまでは行かないのですが、そういった運動を高めていくというのは、協議会のメンバーの中では合意が取れているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 正直言って、本当に三富新田を守っていこうというのではなくて、今そういうふ

うな5年間でPRですよ、一つの。そういったふうに見えてしまうのですけれども、やっぱりずっと継続をさせていくという、それを目的にした世界農業遺産に申請しなければ、その点ではちょっとやっぱり町もそういった覚悟が必要だと思っております。ぜひその点も、相続が発生したときに町が購入していく、それで保全をしていく、そういったことも検討を町でしていただきたいと思っておりますけれども、スマートインターチェンジがあそこになりますと、そうすると企業誘致なのです。企業誘致だったら、平地林はまたどんどん減っていきます。全く相反することをしていきたいと思いますけれども、その点はどうですか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） いろいろな上位計画の中、都市計画マスタープランですとか、総合計画とか、その中で土地利用計画が定められていると思います。その中で、やっぱりスマートインターチェンジというところも入っているところがございますので、ただこの上富の平地林のほうというのは、開発地域には入っていないのが現実だと思っておりますので、その辺は地域で、土地利用計画の中ですみ分けができていますものだと思っております。

また、協議会のほうでも、トラストこそはないのですが、先ほど主査のほうから話があったのですけれども、保全計画をここで出すのですが、それは5年だけで終わるという話ではございません。これは、一回農業遺産に申請、登録されましたら、保全計画は5年スパンなのですけれども、それはずっと永遠に続けていきます。その中で、5年に1回FAOのほうから査察というか、チェックに来られることとなります。保全計画がちゃんと守られているかどうか、またその農法が継続されているかどうかというのは審査されるところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これで終わりますけれども、実際に本当に一部を守るだけで、所沢市ももうすぐ平地林が次々となくなっています。ですから、所沢市も三芳町も川越市も、そういった保全策で、税をどうやって使って保全をしていくかという、そういうところの根本を考えていかないと、実際にやっていることはもうどんどん開発されています。平地林減っています。それで、最後には秘書広報室とも協働でやっていくというふうに捉えているのですけれども、そう思うのですが、いかがですか。秘書広報室とも一緒に連携を取ってやっていくのだろうなと思っておりますけれども。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

現在は、この申請をするに当たって、チームを組んでやっております。その中に、現在は秘書広報室長が入っていますので、連携はかなり取れているのではないかなと思っております。

それとあと、税金の話がその前に出ましたけれども、主に相続税だと思っておりますけれども、相続税対策としましては、農協が会員にもなっているのですけれども、森林施業計画なども今定めておまして、相続税に対しても4割減というところが減免されているところではございます。そこで、協議会の中でもそういったことを踏まえまして、平地林に対する相続税に対してのさらなる減免措置の要求は、毎年協議会の中で行っているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その40%削減というのは、日本共産党の阿部幸代参議院議員が頑張って、そこに一助をしているのですけれども、実際そういうふうにしても、やっぱり物納せざるを得なかったりとか、いろいろあるわけです。ですから、削減の対策はありますけれども、それでも多額な金額なわけですから、何回も言うようですけれども、そういった保全策というのは行政のほうの財政支出をしなければかなり難しいと思いますので、その辺もやっぱり考えた上の申請をすべきだというふうに思います。いいです。

○議長（井田和宏君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

私も過去何度も世界農業遺産の質問をしてきて、要はそういう制度の網かけをしてしまうと、土地利用に規制がかかるのではないかというのを心配していたのです。そのたびに町のほうからは、今回のこれに関して、三芳がやろうとしているものに関しては、落ち葉堆肥農法のシステムを保全するもので、土地利用に関して制限をかけるものではないと、自由にできるというふうに聞いていたのですけれども、今聞いていると5年間の保全だの、その後も査察だのという話で、これやっぱりできないと思ったのですが、それはどうなっていますか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） すみません。私のほうで、保全計画のほうの説明がちょっと誤解を与えるような表現になって、申し訳ございませんでした。議員さん言われたとおり、この世界農業遺産については農法を維持するものであって、それを規制するとか、そういったものではございませんで、保全計画の中身といたしましては、まだ現在最後詰めている作業がありまして、最終の段階ではございませんけれども、例えば農産物の六次産業化を推進するだとか、その規制とか、そういうことではなくて、この農業遺産のシステムを維持するような形での目標等を立てて、例えば落ち葉堆肥農法をやられている方を増やしていくですとか、あとは先ほど言った落ち葉堆肥サポーターですとか、そういった活動を活発にして、その農法を維持していくですとか、そういったものがアクションプランの中のものになっていて、議員さん言われたような、私のほうの説明がちょっと不十分で申し訳なかったのですけれども、今後その農法をどういうふうな形で守っていきますかというのをある程度指標等をつくって保全をしていくというものでございますので、あくまでも農法を保全していくというところでございますので、規制とか、そういうことではないということだけは併せてご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

説明いただき、ありがとうございます。3回目まで駄目だったのですけれども、4回目の正直ということで、しっかりと力を入れていらっしゃるようなのですが、先ほど私もちょっと鈴木議員と同じような疑問を持ったところなのですけれども、この申請については協議会では同意が取れているということなのですから、私は武蔵野のこの土地は市、町の土地でもない、民間の土地ということを見ると、農法をやっている

らっしゃる方もそんなに多くはないと思うのですが、ここにこういう遺産として万が一認められたときに、分かりませんが、どれだけの人をそのシステムが縛っていくのかというのがとても心配なところで、もちろん申請されるのはいいのですけれども、特に上富、北永井もそうですか、地権者の皆さんにきちっと説明がされているのかが大変心配なのですが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） 今回の世界農業遺産の申請に関しましては、先ほど課長のほうからも冒頭紹介ありました実践の農業者、実際に落ち葉堆肥農法をやられている方を実践農業者として認定をさせていただいております、地域としては71件あるのですけれども、三芳町としては36農業者の方が実践農業者になっていただいております、その方々に今回申請に至りましたということでご報告等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 36件の実践農業者ということなのですが、上富地域にはそれ以上に農家をずっとやっていらっしゃる方もいて、それで落ち葉農法はあまり多くのところでやられていないと思うのです。申請をされるということで、実践農業者、賛成される方だけに説明をしても、うちも遠い親戚で畑を持っている者がおりますので、先ほどちょっと法律の網かけになるのではないかという話がありましたけれども、大変大変心配もしております。世界農業遺産なんて言われると、町にとってはとても誇りに思うことかもしれないのですが、そこで農業をやっていらっしゃる方にとってはいろいろと問題も出てくるのではないかと、とても危惧をするところなのです。反対というわけではないのですが、きちっとした農家の方々への説明というのは、この実践農業者だけではなく、全体的な農業者、藤久保にもいらっしゃいますので、しっかりと説明をしていただけると大変ありがたいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 議員おっしゃるとおり、全体に説明があったほうが当然なのかなとは思っております。観光産業課のほうでは、もともと農政の業務をやっておりますので、農家組合の連合会等の会合の場がございます。年始と5月にありまして、5月のほうはちょっと書面決議になってしましまして、開けなかったのですが、年始の組合長の連合会の際には、このお話もさせていただいたところでございます。長い時間は取れませんので、あれなのですが、それでは足りないので、やっぱり実際にやっていただいている実践農業者の方には個々に訪問しまして、お話をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 最後です。三芳には、農家の方々たくさんいらっしゃいますので、世界農業遺産申請して、これが承認が取れたということは、三芳町の農家にとってはとても誇りに思うことだと思いますので、全体の皆さん、農家の方々が本当に喜んでこれを受け止めてくださるような、そういう働きかけ等もぜひともお願いしたいのですが、もう一度いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） ありがとうございます。そのように、皆さんに認められるように頑張りました。

いと思います。今もう日本農業遺産のほうは取っておりますので、その中で数字としてはなかなかつかみ切れないところではありますが、取材が増えたりですとか、あとは農産物の直接販売、庭先販売が盛んになったりですとか、あと報道のほうの動きですとか、そういったところの影響はプラス面で動いているはずだと事務局では思っておりますので、また世界農業遺産に認定されれば、もう一つ、ワンランクアップするのではないかという気もしてやっております。よろしくお願いします。

○議長（井田和宏君） まだ皆さん質問ありますか。

では、続けます。

〔「一回休憩したら」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、一回休憩しましょうか。

休憩します。

（午後 2時31分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時39分）

---

○議長（井田和宏君） それでは、休憩前に引き続き協議事項を行ってまいります。

協議事項の5番、世界農業遺産の承認申請について質問をお受けいたします。

その前に、一言だけ申し上げます。報告に対する質問ということで、その辺ご配慮いただきたいと思ます。よろしくお願いいたします。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

聞きたいこといっぱいあるのですが、ちょっとやめておいて、4番の再申請への背景というのがありますよね。その④で、上富拠点施設整備の実施、それからあとは落ち葉サポーター制度云々書いてありますが、協議会の中には川越市とか、所沢市とか、ふじみ野市、各首長が入っていて、協議会を形成していて、ここの再申請の背景のところは三芳だけのことしか書いていないのですが、何か三芳だけが独り相撲しているような気もしないでもないの、ほかの協議会の市というのはどういう動きしているのか、そこが全然見えてこないのですが。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） お答えいたします。

こちらの④番にあります事業に関しましてですけれども、伝統農法を維持するための落ち葉サポーター制度ですとか、落ち葉堆肥農法保全補助金制度につきましては、こちらにつきましては協議会としての制度としてやっております、この協議会の中で活動を行っているというところでございますので、三芳だけがやっているという制度ではございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 今のご答弁ですと、上富拠点施設整備も、ほかの市もお金出すなりなんなりしてい

るのですか。だから、ほかの市がどういう動きしているのかというのがこの中で見えてこないのですが。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 今の説明の中でちょっとあれなのですが、補足したいと思います。

上富拠点整備については、やはり議員ご指摘のとおり、ほかの市のほうから補助金をもらって、もしくは協議会の補助金を使ってやっているところではございません。三芳町のほうで整備しまして、ほかの市のことも、ほかの地域のことも展示したりなんかはしております。という形で、三芳町主体でやらせていただいているのは事実でございます。

それと、落ち葉サポーター制度につきましては3市1町、また農協も含めて、サポーター何名か、今ちょっとそれはあまり出せないのですけれども、36名いるところでございますが、それは三芳の人間だけではなくて、やっぱり協議会を通して募集をかけまして、各市、町の農協も含めた落ち葉イベントの中で募集を募ったところで、今各市町村で合計36名となっているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これで最後にしますが、要は何を言いたいかというのと、協議会はできたにせよ、本来は所沢の、上富だけではなくて、中富、下富というのは結構重要というか、重点地区だと思うのです。ところが、そこら辺の動きが全然見えてこない。いろいろご説明されてきたのですけれども、見えてこないのですが、三芳だけの独り相撲でやっているのだったら、また駄目かなという気もしないでもないで、そこをちょっと説明いただきたいのですが。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

もちろんだとしても事務局の三芳町が主導となるというのは否めないところではございます。それは、ほかの狭山茶ですとか、ため池のほうもやっておりますけれども、全国的に事務局となるところが主になって、主導権を握ってやっていくというのがないと、やっぱり途中崩壊してしまうところがございます。そこで、いかにほかの市、町に賛同いただけるかというところで、私たちのほうも4回目となりますというところがあるのでありますので、協議会自体は毎月、ちょっとコロナで開けなかった時期はある、今もそうなのでございますけれども、毎月必ず開いて、各市、町の要望を聞いて、もしくはそれを反映した施策をなるべくこの協議会の予算の中で取り込んでいこうということで、毎月毎月協議を重ねて、そこには農水省の関東農政局の保全官なんかも呼んだりですとか、あとは時々研修なんかも行いましたが、そういったところで、ある程度前回よりは3市、もしくは農協、川越農林振興センターにも賛同を得られたものと理解して、申請に至っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

最後に確認したいのですが、お話では今回の申請がラストチャンスというか、最後というようなお話を聞

いているのですが、それが本当なのかというのを聞きたかったのですが、私も平成26年度の世界農業遺産、G I A H Sの申請に当たりまして、一応副会長をやっていたものですから、事務局の方々のご努力というのは大変なものだと思っておりますので、もしラストだとするのだったら、後悔のないようにしっかり申請していただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 議員おっしゃるとおり、もう4回目ということで、お金はそんなにかけないのですけれども、私はそうでもないのですが、下の職員が非常に頑張ってくれていますので、残業もいとわずにやっていますので、必ず取れるものだと思ってやっております。会長のほうも、今回が最後だということはおっしゃられているところでございます。今のところそういったところでございます。以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

私は、資料のところちょっと聞き落としてしまった部分もあったので、教えてください。4点目の再申請への背景のところの③の地元企業等による自主的な修景活動、自主的にどのようなことを行っていたらとおっしゃったでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） ③番ですけれども、自主的な修景活動につきましては、上富の倉庫さんのほうで、こちら企業による取組の代表例といたしまして、本地域に建物を建てることに際しまして、地域との共存を望みまして、元の景観にマッチすることを意識した形で外観の色を配慮していただいたりですとか、地域をイメージした外観にするとともに、樹木を目隠しにするなど、様々な景観等に配慮した工夫がなされているというところがこちらの③番のところでご説明した内容でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

報告に対する質問というのがあったのですが、協議事項だと世界農業遺産ということなので、狭山茶のほうというのがどうなっているのかというのを聞きたいのです。そちらをもしやるとしたら、同じようなスケジューリングなのかというのを聞きたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） お答えいたします。

資料2ページ目を見ていただきますとおり、スケジュールにつきましては埼玉県と農林水産省のほうで定めているものでございまして、こちらの5)番のスケジュール、三芳町含む武蔵野地域も狭山茶も同じような形で動いているというような形でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、狭山茶のほうも今年度で世界農業遺産の申請をするということなのですか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

狭山茶のほうもうちのほうは入っているのですが、狭山茶のほうは前回も申請されていて、日本農業遺産も取れていないのです。なので、狭山茶のほうはダブルエントリーという形になって、うちのほうは同じスケジュールですが、世界農業遺産のほうだけという形になります。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

武蔵野のほうと逆の立場で考えると、三芳町は狭山茶の世界農業遺産の申請に対してどういうことをしているのかというのが全然報告とか一切ないのですけれども。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） すみません。落ち葉堆肥農法のほうなので、ちょっと資料は持ってきていないのですけれども、やはり協議会が立ち上がっておりまして、その中で三芳町のお茶屋さんはちょっと数が少ないので、あまりコアに携わってはいないのですけれども、一応協議会のほうに出席しまして、協議事項に関して権利を持っております。それで、総会等にも出席してまして、議決権を持っているというところでございます。内容については、前回と同様、狭山茶の自製、自販というところを前面に押し出して、あとは農業生物多様性のところがメインとなった申請書になっていたと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で協議事項の5番、世界農業遺産の承認申請についてを終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時51分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時52分）

---

#### ◎水道料金の減免について

○議長（井田和宏君） 協議事項の6番、水道料金の減免についてということで説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） それでは、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金減免についてご説明申し上げます。

既にご承知のこととは存じますが、今回は三芳町水道事業給水条例第31条の規定に基づく減免ということで、議案等はございませんでしたので、若干補足を含めまして、改めて説明させていただきます。



それでは、レジュメに沿って副課長よりご説明申し上げます。

○議長（井田和宏君） 上下水道課副課長。

○上下水道課副課長（古寺 靖君） それでは、水道料金減免の内容について、資料に基づきご説明させていただきます。

まず初め、レジュメの1の減免する対象者につきましては、官公署を除く給水契約者全員となります。

続きまして、2の内容につきましては、水道料金の基本料金の2か月分を全額免除としまして、減免額は町全体で税込みで約1,900万円となります。

参考資料1を御覧ください。1ページめくっていただいて。この表につきましては、参考として添付のほうをさせていただきましたが、直近の検針地区別集計表ということで、上のA地区の表を見ていただきますと、令和2年4月検針分の総計は、件数が9,508件、税込みの合計額が1,050万7,343円、その下の表ですが、B地区の令和2年5月検針分として、総計が7,142件、税込み合計が891万8,426円となり、このA B地区の合計金額が減免の総額になるということです。

なお、口径につきましては、13ミリと20ミリのメーターが主にご家庭で設置されております。

次に、参考資料2、次のページになります。後になりましたが、A地区とB地区の区分けのマップがございます。おおむね県道を境にA地区とB地区が分かれています。

レジュメの3の対象期間ですが、最後のページの参考資料3を御覧ください。こちらにつきましては、窓口で配布予定のリーフレットとなりますが、この中で記載の減免の対象期間ですが、A地区の方につきましては令和2年8月検針分、B地区の方につきましては令和2年7月検針分の水道料金の基本料金を減免いたします。

下に水道料金表と、その下に計算例等が記載しておりますので、御覧ください。実際には、一般の家庭で口径13ミリのご家庭でメーター使用の方は基本料税込み935円、20ミリのメーターの使用の方は基本料税込みで990円の減免の金額となります。

簡単であります。以上で水道料金の減免の内容について説明を終わりにいたします。よろしく申し上げます。

○議長（井田和宏君） 今水道料金の減免について説明をしていただきました。

質問がある方は、挙手にてお願いをしたいと思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

参考資料1のところ、4月分と5月分の検針分ということが載っていますが、ここで消費税が出てきていますが、減免ということは売上げには上げないわけですね。何でそこで消費税が出てくるのか。ただであげたものに消費税つくというのは変な話だと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） お答えいたします。

参考ということでお話をさせていただきました。結局従量料金には消費税はかかるのですけれども、おっしゃるとおり、これはこの分賦課いたしませんということです。山口議員おっしゃるとおり、消費税はこの分にはかからないということですが、通常はかかっていますので、消費税を含みますとこの数字にな

りますということでご理解いただければ。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） では、確認としては、この消費税、4月は95万5,000円ですか、5月の81万円という消費税は、仮受消費税としては上げないということによろしいのですね、企業会計として。

○議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） お答えいたします。

実際には7月、8月検針分になりますけれども、仮受消費税としてはこの分はかかってこないということでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

説明いただき、ありがとうございました。A地区とB地区なのですけれども、まずA地区は6月中旬、8月中旬使用の分の8月検針分です。B地区が7月の検針分ということで、これは請求書が届くのは次の月でよかったですでしょうか。大体いつ頃の支払いになるのか知りたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 上下水道課水道業務担当主幹。

○上下水道課水道業務担当主幹（新倉孝明君） お答えいたします。

A地区に関しましては8月検針分、8月検針したものの翌月に調定が上がりますので、請求はさらに後の10月になります。B地区につきましては、7月検針で8月調定、調定が終わった翌月に納付書を発送しますので、9月の納付書の発送ということです。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で協議事項の6番、水道料金の減免についてを終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午後 3時00分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 3時00分)

---

#### ◎意見書の調整について

○議長（井田和宏君） 協議事項7番、意見書の調整についてということですが、2件の意見書が提出されております。どちらも調整ありということになっておりますので、説明を求めたいと思います。

まず、提出順でいきますと、吉村議員からでございますので、説明をお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）ということで、皆さんもご存じのように、今回の新型コロナウイルスによって、保健所が大変な役割をしています。PCR検査をはじめ、感染者の入院の手続とか調整を行ったり、大変なことで、実際には朝霞保健所も本当に人が少ない中で、大変な仕事をされています。本来ならば、新型コロナウイルス以外の保健所の役割はたくさんあるわけなのですけれども、実際にはそこにはなかなか手が回らないほど今回は忙しかったわけなのですけれども、実際に保健所が過去は847か所あったのですけれども、472か所という約半分に減ってしまった。この地域でも所沢保健所はありましたけれども、朝霞保健所に替わりましたし、本当にこれから第2波、第3波が来る、またほかの病気もあるかもしれない。根本的なところで、こういった施設を減らすことが問題かなと思うので、今少しでも増やして行って、やっぱり町民の安全体制が守れるような、そういった体制にしていくことが大事だと思って、保健所の増設を掲げております。よろしくをお願いします。

○議長（井田和宏君） 今保健所の増設と機能強化を求める意見書についてということで説明いただきました。

調整したいところがございましたら、挙手にてお願いをしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

確かにこのコロナ禍で、保健所のキャパ不足等はかなり言われてきました。特に当初のとき、なかなかPCR検査が受けられないのも保健所に連絡が通じないとか、そういったことを言われておりました。同様の意見書、これは県内でも幾つかの場所に出ているようで、賛否はそれぞれですけれども、私これ読んでいて、おおむね保健所機能の増強というのは必要なとは思いますが、やはりちょっと文章が大分特性が出ているというか、批判から入っている部分もあるので、そういったところでちょっと議会の意見書として出すのはどうなのかなと思う部分あるのですが。

具体的に言いますと、例えば段落で言うと3段落目の2行目あたりですか、「医療費抑制」や「公務員削減」を推し進める政府の方針のもとで」といった、これもここまで断定しなくても、要は保健所が必要なだよ、足りなかったではないか、だから増やすべきだ、強化すべきだという形のほうが一般の方々にも耳触りがいいと言っはいけないかもしれないですけれども、そう思うのですが、そこら辺調整する意思はおありでしょうか。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 非難的な、そういったことで私は全く思っていないので、事実的なことをあれしたばかりですので、あまりそういうふうな批判的な言葉でというふうには取ってはいなかったの、今指摘されて、そういうふうにする場合もあるのかなというふうに感じました。できれば、事実に基づいたところで記載しているので、このままでお願いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

機能強化だけではなくて、保健所ではできないことに関しては違うところでやるとかという、第2波に向けた役割分担というのを県でも、大野知事のほうでも答弁していると思うのです。そこに1か所に集中する

のではなくて、もっと効率よく動けるような形というのを求めていくべきではないかと思うのですが、これだと何でも何でも保健所、保健所、増やして保健所だと思うので、そういうことも考えていくべきだと思うのですが。増設しろといっても、今からいって第2波には間に合わないと思うのです。だから、そういったことも含めて、役割分担とか効率化というのを目指すべきだと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 効率化がいいのかどうか、実際にはそれだけの大きな役割を持っているのが保健所ですので、先ほども言いましたように、精神保健とか、環境衛生とか、食品衛生、いろんな分野にわたっていて、そういった技術や知識がある人たちが続けていくというのがすごく大事だと思うのです。ですから、そういうところを減らしてきたということが本来の大きな問題点なので、私はここまでの847か所まで戻せということではないし、第2波が来て、そこまで間に合うかどうか分からない、確におっしゃるところはあるのですけれども、少しでも元に戻すような、そういった体制をつくっていかないと、いろんなことがあったときに、私は役割が十分果たせないのではないかと思うので、やっぱり減らした分を少しでも増やしてほしい。そして、今までやってきた役割、今やっている保健所の役割というのを十分果たせるような、そういった保健所を続けていってもらいたいと思っています。

○議長（井田和宏君） 大丈夫ですか。

「言うこと言ったから大丈夫です。そうでしょう、だって。変えろという話じゃないんだから」と呼ぶ者あり

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。調整したい点ということでお願いしたいと思います。

「第2波に備えた体制をつくってほしいということです」と呼ぶ者あり

○議長（井田和宏君） いいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（井田和宏君） では、吉村議員が提出の保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）については以上とさせていただきます。

続きまして、本名議員提出の消費税の税率を5%に引き下げをを求める意見書（案）について説明を求めます。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

消費税の税率を5%に引き下げをを求める意見書（案）ということで説明をさせていただきます。内容的には簡単なことなのですけれども、昨年10月に消費税8%から10%に引き上げられました。かなりその影響で人々の消費とか落ち込んで、それがあまり回復が見られない中でこのコロナ禍ということで、さらに人々の生活や、それから経済に対して大きな打撃になっております。ということで、生活困窮者への支援、そして経済回復へ向けた後押しということで、消費税率を5%に引き下げをを求めるという内容の意見書であります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今説明をしていただきました。

この意見書について調整したい点等があれば挙手にてお願いをしたいと思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

調整ということではなくて、この意見書を理解したいということでご質問しますが、なぜ5%になったのか。前回ですと8%、その前ですと3%、その前はゼロですよ。何でそこで5%という数字を持ってきたのかがちょっと理解できていないのですが。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

税率についてのご質問ですけれども、消費税というものは、所得の少ない人にとってより負担感の大きい税率であります。ですから、共産党の立場で言えば、私たち今消費税率5%というふうな言い方をしていますけれども、そもそも消費税はどうなのと、消費税そのものを廃止してもらいたいというふうには思っているところであります。

ということで、ほかの政党を見ますと、例えばたしか幸福実現党さんも消費税には反対ですけれども、税率5%にというような言い方を多分していると思います。それから、れいわ新選組の山本代表も、今知事選ということでいうか、コロナ禍でということかは分かりませんが、今は消費税撤廃ということをおっしゃっていただいておりますけれども、山本代表もそもそも消費税は反対だけれども、5%の引下げということをおっしゃっていました。それは、より多くの皆さんに理解していただける、何%に設定するのかという問題はありますけれども、5%という税率であれば多くの皆さんの意見が一致する部分ということで、この5%という数字を私も提案させていただきましたが、例えば税率に関しましては埼玉県議会、これは令和2年3月27日ですから、前の定例会だと思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書、これ自民党さんが提案して、たしか全会一致だったかなと思うのですが、可決しているのですけれども、その中で消費税は一定の期間を定めて軽減税率をゼロ%とし、全品目軽減税率を運用することと、ゼロ%という数字も上げているのですけれども、またこれは期間限定ということで、いろいろ考え方あるのは、それは承知しているところです。ただ、今回は多くのというか、ほかの政党の皆さんの考え方、あるいはより多くの方々の了解いただける数字かなと思うところで、特別これこれこういう根拠というものはないのですけれども、こちら辺の数字が妥当かなというところで、5%ということをお提案させていただきました。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

1点確認なのですが、消費税率を5%に引き下げるといふこの意見書は、これから将来に向かってずっと5%に引き下げろという意見書なのか、それともコロナ禍の対応のために一定期間の5%への引下げを求めるものなのか、ちょっと読んでいてよく分からないのですけれども、どちらでしょうか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） お答えいたします。

期間は定めていません。特に期間は、何月のいついつまでとかは言っていないし、とにかくそれは今後の経済状況、あるいは人々の状況とかいろんなことを鑑みながら、また政府の判断でどうするかしていただければいいと思います。取りあえず政策として、まずは5%に下げたいということになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で消費税の税率を5%に引き下げをを求める意見書（案）についてを終了させていただきます。

それでは、協議事項については1番から7番まで終了いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 報告事項に入りたいと思います。

議会運営委員会より報告を求めたいと思います。

菊地議員。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会より報告申し上げます。政務活動費についてと一般質問通告書についての2点を報告したいと思います。

まずは、政務活動費について報告書を提出いただきました。そして、各委員さんから意見等を出していただく予定だったのですが、取りあえずは委員さんの意見はなかったのですが、正副委員長で精査して訂正していただきました。ありがとうございました。皆さんのご協力によって、スムーズにできたと思います。

そのことによって、報告書ですけれども、令和元年度分の報告書が今月、6月1日からホームページのほうにアップされていますので、皆さんご自分のところとか、あとほかの議員のところも含めて確認していただきたいというふうに思います。

それで、1つ確認しているところで、フォーマットが前回ダウンロードできますということで申し上げたのですが、フォーマットにちょっと足りない部分がありましたので、新しいフォーマットをつくりますので、令和2年度分の報告書については、そちら新しいひな形、フォーマットをダウンロードしていただいて、次回の報告書の提出をしていただきたいというふうに思います。

まずは1点、以上になります。

○議長（井田和宏君） では、今政務活動費について報告がございました。

この報告に対する質問をお受けいたしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、政務活動費については以上とさせていただきます、次の報告をお願いしたいと思います。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 続きまして、一般質問の通告書についてですけれども、今回も6月4日、5日でしたか、提出期限ということでご提出をいただきましたけれども、提出をする際には、まずその前に誤字脱字等がないことを十分確認していただいて、慎重に提出をしていただきたいというふうに思います。そして、提出期限内に質問事項を変える場合は、基本的には一度取下げをしていただいて、新たに出していただくということをお願いというか、確認したいと思います。三芳町議会の場合ですと、提出順によって一般質問の順序が決まってくるので、影響があるということもありますので、基本的に考えると、単純に質問事項を減らすということでしたら今までもやっていた部分はあるかと思いますが、ちょっと内容が変わってしまうとか、そういった場合につきましては一度取り下げていただきたいと、そして改めて出すと。本来

はそういったことがないように、提出のときにしっかりと確認した上で提出をしていただきたいというふうに思います。

そして、提出期限を過ぎた後は、もう原則として質問事項の変更は認めないというか、議会運営委員会で確認しますので、そのときに変更をお願いすることはありますけれども、提出者のほうでこれを変えたいとか、そういったことはできないということで理解をいただきたいと思います。

以上となります。

○議長（井田和宏君） 今一般質問の通告書について報告がございました。

今の報告に対して質問がある方はお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、以上で議会運営委員会からの報告は終了とさせていただきます。

---

### ◎その他

○議長（井田和宏君） その他につきまして、まず皆様からその他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 私のほうから1点ございまして、私のほうからは令和3年度県予算編成並びに施策に関する要望ということで、三芳町議会から県に対して予算編成並びに施策に関する要望を出すことができます。この件については、会派の代表者の方にもお伝えをして、6月5日までに提出をしていただきたいということでお話をさせていただきました。実際に提出があったのは、共産党さんから提出がございました。

まずは、要望は2種類ございまして、共通要望と個別要望というのがございます。まず、個別要望でございますけれども、個別要望については各議会から1項目のみ提出ができます。会派の代表者の皆さんに確認をしたところ、昨年出した要望の内容は今日の資料にも添付をさせていただいているのですが、県道334号三芳富士見線の歩道未設置箇所の早期整備についてということで、昨年度はこういった要望を県に対して上げさせていただきました。回答を見ても、まだ未設置でありますし、今後検討して整備を進めるという内容の回答が来ております。まだ現実には整備がされていない箇所でございます。そういった中で、令和3年度においてもこの内容でさらに要望を提出するというので、各会派の代表者の方からはご理解をいただいたのですが、私としてもこういった内容で今回、令和3年度の県予算編成並びに施策に関する要望ということで出させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩したほうがいいですか。

〔「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） まだこの件に関しては、県道の歩道の整備がされていないということで、引き続き三芳町議会としては要望していくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうしたら、三芳町議会の個別要望についてはこのようにさせていただきます。

また、個別要望ともう一つ、共通要望というのがございます。共通要望というのは、これは数は決まっていなくて、ただここには書いてあるのですが、「全町村共通の重大な問題となる要望事項を選定し」と書か

れております。そういった中で、共産党さんからしか共通要望出されていないのですが、6点ございます。三芳町議会としては、この6点全てというよりは、ここで皆さんが共通に出してもいいよと思えるものについて出させていただこうと思っているのですが、いかがいたしましょうかというところなのですが。

ちょっと暫時休憩いたします。

(午後 3時22分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 3時32分)

---

○議長（井田和宏君） 私のほうから、令和3年度県予算編成並びに施策に関する要望ということで、三芳町議会として個別要望と共通要望を上げさせていただきたいと思えます。

個別要望については、昨年も県道334号三芳富士見線の歩道未設置箇所の早期整備についてということで、昨年度も予算要望ということで上げさせていただきました。まだこの件については未設置、整備がされておられませんので、引き続きこの件については個別要望として、三芳町議会として上げさせていただきたいと思えます。

共通要望のほうにつきましては、共産党さんのほうから6項目上げていただいたのですが、全員の方が賛同できるものということで、その中の6番、新型コロナウイルス感染症に関してということで、町村共通要望として上げさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうしたら、以上とさせていただきますが、その他、繰り返しになりますが、皆さんのほうからございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうしたら、私のほうからもう一点、次回なのですが、次回は第3火曜日の定例となっています全員協議会ということになりますので、7月21日火曜日9時半を予定しております。協議事項等内容については、追ってまた連絡をさせていただきたいと思えます。

協議事項、報告事項、その他について、私のほうからは以上でございます。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） それでは、マイクを事務局のほうにお返しいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（落合行雄君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして、小松副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、大変お疲れさまでございました。

今日は13名の一般質問が終了したということで、大変お疲れさまでした。また、その後も全員協議会ということで、長時間にわたりましてご協議いただきまして、大変にありがとうございました。毎日暑い日、寒い日あって、本当に体調崩しやすい時期でございますので、どうか体調にご留意いただきまして、残りの議



会をスムーズに進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。本日は大変にお疲れさまでした。

(午後 3時35分)